

みえ障がい者共生社会づくりプラン (平成27～29年度)

＜中間案＞

平成26（2014）年12月

三重県

目 次

第 1 編 計画策定の基本的方向	1
第 1 章 計画の策定にあたって	1
第 2 章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況	9
第 3 章 計画の基本的な考え方	24
第 2 編 重点的取組	31
第 1 章 権利の擁護に関する取組	31
第 2 章 障がい者雇用に関する取組	34
第 3 章 障がい者スポーツに関する取組	38
第 4 章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組	41
第 5 章 途切れのない相談支援に関する取組	45
第 6 章 災害時の対応に関する取組	49
第 3 編 分野別施策	51
第 1 章 共生社会を実感できる地域社会づくり	51
第 2 章 生きがいを実感できる地域社会づくり	61
第 3 章 安心を実感できる地域社会づくり	70
第 4 編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み（障害福祉計画）	87
第 1 章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定	87
第 2 章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量の確保のための方策	87
第 3 章 障がい児支援のための体制整備	87
第 4 章 地域生活支援事業の実施に関する事項	87
第 5 章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通しおよび必要なサービスの確保に向けた方策	87
第 5 編 計画の推進	88
第 1 章 計画の推進体制	88
第 2 章 計画の進行管理	90
第 3 章 計画の見直し	91

第1編 計画策定の基本的方向

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国における障がい者の権利の保障、障がい者施策は、これまで、「リハビリテーション（ライフステージの全段階において全人間的復権をめざす）」「ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に一緒に暮らし活動する社会をめざす）」という理念のもと、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向けた取組として展開されてきました。

平成18年（2006年）には、障がい者が有する人権や自由を確保し、障がい者固有の尊厳を大切にすることなどを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連で採択されました。

わが国では、その批准に向け、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行予定）など国内法の整備が進められ、平成26年1月20日に条約を批准、平成26年2月19日に効力が発生しました。今後、わが国における障がい者の権利を保障するための取組が一層強化されることとなります。

また、このような中、国においては、障がい者施策の基本的な方向を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定され、共生社会の実現に向けた取組の新たな方向を明らかにしています。

県では、平成18年度に、「障害者基本法」に基づく障害者計画と、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画を統合した「みえ障がい者福祉プラン」（平成18年度～平成20年度）を策定し、平成20年度には第2期計画（平成21年度～平成23年度）に改定しました。

その後、平成23年度に、「障害者基本法」の改正などをふまえ、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成24年度～平成26年度）を策定し、就労支援、障がい者スポーツの環境整備、相談支援、防災・減災対策など総合的かつ計画的な施策展開を進めてきました。

このような中、現行プランは平成26年度に終期を迎えることから、現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、平成25年に策定された国の「障害者基本計画」および平成26年5月に告示された「障害者総合支援法」に基づく国の基本指針に即して、プランを改訂するものです。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」第11条第2項に定める「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）」、および「障害者総合支援法」第89条第1項に規定する「市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（都道府県障害福祉計画）」として策定するものであり、県の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

(2) 計画の性格

この計画は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画です。

また、県民一人ひとりや民間事業者、関係団体においても、それぞれの立場で自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として行動するための指針となることを期待するものです。

(3) 計画の対象

この計画における「障がい者」は、「障害者基本法」に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を基本として考えます。

なお、「社会的障壁」とは、障がい者が生活をしていく上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など一切のものを意味します。

（※障がい者で18歳未満の人を示す場合には、「障がい児」という表記を用います。）

(4) 他の計画との関係

この計画は、「障害者基本法」第11条第1項に基づき国が策定した「第3次障害者基本計画」を基本とするとともに、本県における戦略計画である「みえ県民カビジョン」をふまえて策定しています。また、この計画は、「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」、「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」、「三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画」、「三重県保健医療計画」や「みえ高齢者元気・かがやきプラン」など、関連する他の計画との整合を図っています。

(5) 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、さまざまな状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても適宜見直しを行います。

3 現行プランによる取組成果

現行プランでは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、「共生社会を実感できる地域社会づくり」「生きがいを実感できる地域社会づくり」「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた取組を進めるとともに、4項目の重点的取組として「雇用の場の拡大と就労への総合的支援」「勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備」「ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化」「災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応」の展開を図ってきました。その取組結果と課題については、以下のとおりです。

(1) 重点的取組の取組結果と課題

① 雇用の場の拡大と就労への総合的支援

ア) 主な取組結果

雇用の場の拡大と就労への総合的な支援を行うため、「就労に向けた障がい者への支援」、「雇用の場の確保に向けた「福祉から就労へ」の支援」の2項目を取組方向として、取り組んできました。

「就労に向けた障がい者への支援」については、特別支援学校において、キャリア教育マネージャー等外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施するとともに、三重労働局・ハローワークとの共催で、就職面接会の開催などに取り組みました。

「雇用の場の確保に向けた「福祉から就労へ」の支援」については、「共同受注窓口」を通じた受注拡大を推進するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大を進めました。また、一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」の創設を支援するとともに、障がい者が担える農業・農作業の検証および、農業経営体・福祉事業関係者に障がい者雇用に関する情報の提供を行いました。さらに、障がい者雇用支援の新たな仕組みの一つとして、ステップアップカフェを設置しました。加えて、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、「障害者雇用率改善プラン」を発表し、三重労働局と合同で企業訪問を行いました。

イ) 残された課題

本県の障がい者の実雇用率（1.79%：平成26年6月1日現在）は全国33位となっており、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成を図るため、三重労働局との緊密な連携、関係機関等との情報共有を図りながら、障がい者雇用の推進に取り組んでいく必要があります。

また、就労移行支援事業所の確保や障害者就業・生活支援センターにおけるサービスの質の向上などの就労支援および就労定着に向けた支援を行うとともに、就労継続支援事業所等の福祉的就労における工賃の向上を図る必要があります。

さらに、特別支援学校の生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進め、生徒の進路希望を実現する必要があります。

加えて、社会的事業所の創設支援、農業分野における障がい者雇用の推進などにより、多様な就労先を確保するとともに、ステップアップカフェにおいて、障がい者雇用の理解促進および企業や県民と連携した取組等を推進する必要があります。

② 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

ア) 主な取組結果

「障がい者スポーツを支える環境整備」を取組方向として、取り組んできました。

全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けて、全国障害者スポーツ大会競技で、本県にない競技団体の結成を促進するとともに、三重県全域で活動するスポーツ組織への支援を行いました。

また、障がい者スポーツ団体の全国大会等への出場を支援するとともに、障がい者スポーツ指導員に活動の場を提供し、スキルアップを図りました。

イ) 残された課題

平成 33 年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会三重大会に向け、開催地の選定、準備委員会の設置および基本方針の策定などの準備を行う必要があります。

また、競技の運営支援を行う上級障がい者スポーツ指導員、障がい区分判定員、競技別の指導員や審判員等を育成するとともに、全国障害者スポーツ大会出場選手の練習環境を整備する必要があります。

さらに、パラリンピック選手のキャンプ地誘致などにより、競技性のあるスポーツにチャレンジする気運を醸成するとともに、障がい者のスポーツ人口の拡大や国内外で活躍できる障がい者の育成を図る必要があります。

③ ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化

ア) 主な取組結果

障がい者に途切れのない相談支援を行うため、「相談支援体制の整備」「相談支援ネットワークの構築」の 2 項目を取組方向として、取り組んできました。

「相談支援体制の整備」においては、障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口を設置するとともに、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施しました。また、相談支援事業者等に必要とされる必須研修やサービスの質の向上を図るための専門的な研修等を実施するとともに、サービス等利用計画の作成促進のための研修会を開催しました。さらに、三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に向けた取組を進めるとともに、市町において取組の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成や、発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進しました。

「相談支援ネットワークの構築」においては、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテを活用し、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進しました。

イ) 残された課題

市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制の強化のため、市町または障害保健福祉圏域における基幹相談支援センターの設置促進を図るとともに、障害保健福祉圏域や全県を対象とした相談支援事業については、地域支援機能やバックアップ体制の強化等が必要です。

また、相談支援や障害福祉サービスを提供する人材の育成、効果的な研修の実施が必要です。

さらに、サービス等利用計画の質の向上や、県障害者自立支援協議会と圏域（自立支援）協議会の連携強化が必要です。

障がい児への支援においては、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係者間のスムーズな連携による支援を提供する必要があります。

また、三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に向けて運営面での検討を進めるとともに、発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

④ 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

ア) 主な取組結果

災害時に援助を必要とする障がい者に的確に対応するため、「障がいや施設の状況に応じた防災・減災対策」を取組方向として、取り組んできました。

施設を利用する障がい者の安全・安心を確保するため、入所施設の耐震化を促進しました。

また、福祉避難所の確保に向け、市町担当者会議における要請や未確保の市町の状況調査など、働きかけを行いました。

さらに、災害時要援護者対策の先進的事例の各市町への紹介および避難行動要支援者名簿の早期作成に向けた助言を行いました。

イ) 残された課題

県内の入所施設における耐震化は完了しましたが、引き続き、通所や共同生活援助の障害福祉サービスを提供する施設の耐震化および、スプリンクラーの設置義務規定の改正への対応など利用者の安全・安心を確保する必要があります。

また、福祉避難所については、市町間で福祉避難所確保の状況に差があり、さらなる確保が求められています。

さらに、避難行動要支援者名簿や災害時要援護者個別支援計画の早期策定および、三重県聴覚障害者支援センターと市町との間での避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結促進により、障がい者に確実に支援を届ける必要があります。

加えて、大規模災害等の発生後に、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療や精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームである、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）の編成および活動準備が求められています。

（２）分野別施策の取組結果と課題

① 共生社会を実感できる地域社会づくり

ア) 主な取組結果

障がいの有無に関わらず、共に生きていく環境が整備されている社会をめざし、「障がいに対する理解の促進」、「社会参加の環境づくり」、「地域における生活基盤の充実」、「権利の擁護」の４項目の施策に、取り組んできました。

「障がいに対する理解の促進」については、障がい者福祉フォーラムの開催などによる啓発・広報、学校における福祉教育の推進やボランティアコーディネーターの養成などボランティア活動の促進に取り組みました。

「社会参加の環境づくり」については、視覚障がい者を対象とした歩行訓練やオストメイトに関する研修の実施などによる障がいに応じた活動支援、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の運用開始などユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備、三重県聴覚障害者支援センターの開設など情報・コミュニケーションの支援、点字版・音声版の選挙公報など選挙等における配慮に取り組みました。

「地域における生活基盤の充実」については、共同生活援助の整備促進など障害福祉サービス等の基盤整備の促進、福祉型障害児入所施設へのコーディネーターの配置などによる地域生活移行に向けた環境整備に取り組みました。

「権利の擁護」については、研修の実施などによる虐待防止に対する取組の強化および、成年後見制度に関する検討や研修などによる権利擁護のための体制の充実に取り組みました。

イ) 残された課題

障害者権利条約の批准などをふまえ、障がい者の権利に関する、県民の意識のさらなる向上を図る必要があります。

また、障がいに応じた訓練など障がい者の社会参加に向けた活動支援、ユニバーサルデザインの意識向上やまちづくり、視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センターにおける情報提供やコミュニケーション支援など社会参加の環境づくりに、引き続き、取り組む必要があります。

さらに、障がい者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生活することができるよう、地域における暮らしを支援する必要があります。

加えて、障がい者虐待の防止や虐待に対する対応力の強化を図るとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の実施など障がい者の権利を擁護する必要があります。

② 生きがいを実感できる地域社会づくり

ア) 主な取組結果

障がい者が、自らの能力を生かしながら、人生をデザインし、生きがいを実感できる社会をめざし、「特別支援教育の充実」、「就労の促進」、「スポーツ・文化活動への参加機会の拡充」の3項目の施策に、取り組んできました。

「特別支援教育の充実」については、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成・活用促進による早期からの一貫した支援の充実、特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門性の向上、「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づく整備推進など教育環境の整備に取り組みました。

「就労の促進」については、地域の事業所等における職業訓練による就労に向けた支援、就労系障害福祉サービス事業所の職員による就職後の相談支援による職場定着に向けた支援、障がい者雇用アドバイザーの配置による雇用の場の確保、社会的事業所の創設支援や農業分野における障がい者雇用などの多様な働き方への支援に取り組みました。

「スポーツ・文化活動への参加機会の拡充」については、競技団体の結成支援や障がい者スポーツ指導員の養成など障がい者スポーツの環境整備、三重県障がい者芸術文化祭の開催による文化活動への参加機会の充実、「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」などバリアフリー観光の推進に取り組みました。

イ) 残された課題

障がいのある子どもたちの教育については、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進する必要があります。

また、障がい者雇用においては、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成、就労や就労定着に向けた支援、多様な就労先の確保などに取り組む必要があります。

さらに、全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、障がい者芸術文化祭の開催などによる文化活動への参加機会の充実および、バリアフリー観光の機運醸成と案内機能の強化に取り組む必要があります。

③ 安心を実感できる地域社会づくり

ア) 主な取組結果

障がい者が、自立し、社会に参加するための必要な支援が提供される社会をめざし、「障害福祉サービス等の適切な提供」、「相談支援体制の整備」、「保健・医療体制等の充実」、「防災・防犯対策の推進」の4項目の施策に、取り組んできました。

「障害福祉サービス等の適切な提供」については、市町への指導を通じた適切なサービスの支給決定や事業所への指導などによる障害福祉サービスの適切な提供、福祉・介護職場への就労支援などによる福祉人材の育成・確保、みえテクノエイドセンターにおける福祉用具フォーラムの開催による福祉用具の活用などに取り組みました。

「相談支援体制の整備」については、サービス等利用計画の策定促進や（自立支援）協議会における地域の相談支援体制の強化に関する協議など相談支援体制の充実、自閉症・発達障がいや

重症心身障がい児・者などを対象とした専門性の高い相談事業など専門的な相談支援体制の整備、体系的な研修の実施による相談支援従事者等の人材育成に取り組みました。

「保健・医療体制等の充実」については、精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談による医療の確保、三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備に向けた取組および市町における専門性の高い人材の育成など発達支援・療育の充実に取り組みました。

「防災・防犯対策の推進」については、福祉避難所の設置促進や障がい者入所施設の耐震化の促進などによる防災対策の推進、ファックス110番・ウェブ110番の設置など防犯対策の推進に取り組みました。

イ) 残された課題

障害福祉サービスについては、適切なサービスが提供されるよう、引き続き市町への助言や事業所への指導等を行う必要があります。また、福祉・介護現場の人材を確保するとともに、人材の資質の向上を図る必要があります。さらに、障がい者のニーズに応じた福祉用具の開発を行う必要があります。

相談支援体制の整備については、市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制の強化および、障害保健福祉圏域や全県を対象とした相談支援事業における地域支援機能やバックアップ体制の強化が必要です。また、相談支援を提供する人材の資質の向上を図る必要があります。

保健・医療体制等の充実については、身近な地域において、必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。また、難病患者の総合的な相談・支援や受入病院の確保を図る必要があります。アルコール依存症患者については、早期発見により、早期治療や多量飲酒者への支援等につなげる必要があります。さらに、三重県こども心身発達医療センター（仮称）の整備に向けて運営面での検討を進めるとともに、発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

防災対策の推進については、避難行動要支援者名簿と個別計画の策定に向け、市町を支援する必要があります。また、福祉避難所については、市町間で確保の状況に差があることから、さらなる確保が必要です。

第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況

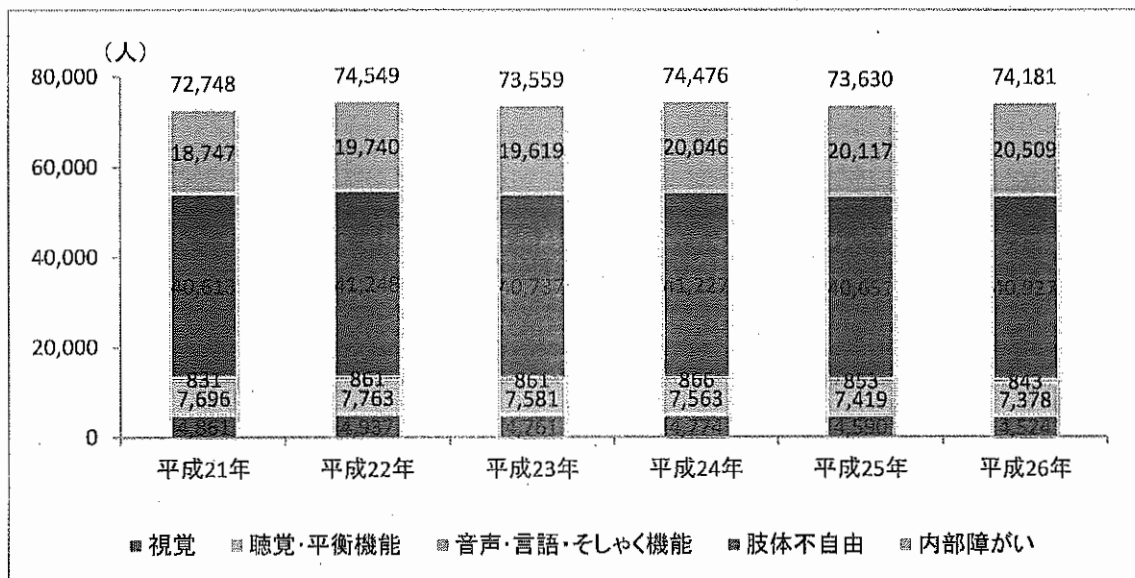
1 障がい者の状況

(1) 身体障がい

本県において、身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は、平成26年4月1日現在で74,181人となっています。年によって変動は見られますが、近年の推移としては、ほぼ横ばいとなっています。

障がい種別ごとにみると、肢体不自由が40,927人と最も多く、全体の55.2%を占めています。次いで、内部障がい（20,509人、27.6%）、聴覚・平衡機能障がい（7,378人、9.9%）、視覚障がい（4,524人、6.1%）と続いています。内部障がいは増加傾向がみられ、特に心臓、腎臓などの障がいが増えています。

図表 身体障害者手帳所持者数（障がい種別）



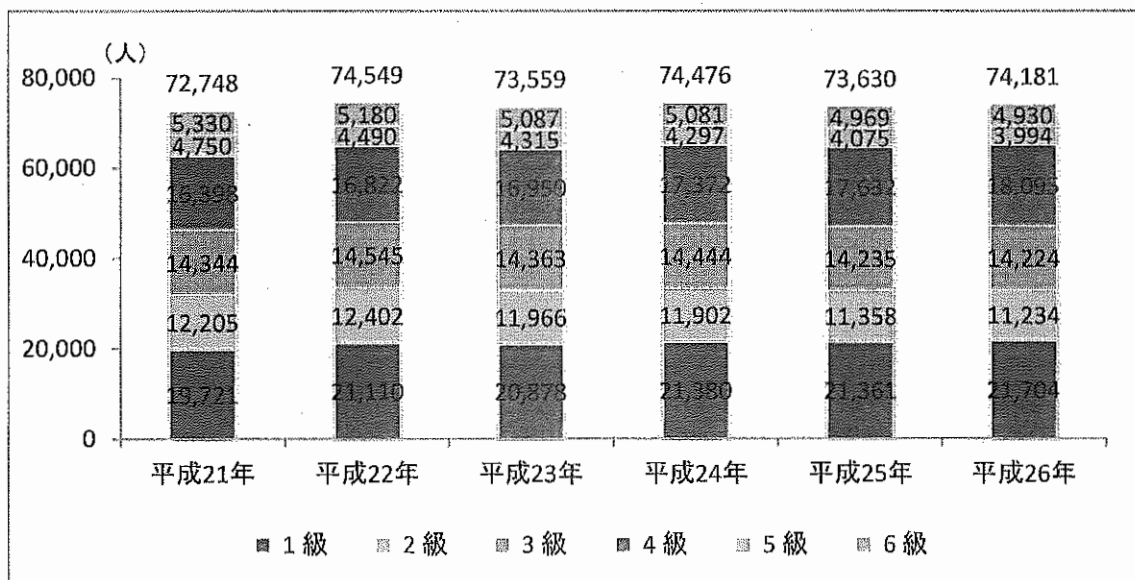
(人)

	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	内部障がい							合計	
					心臓	呼吸器	腎臓	膀胱・直腸	小腸	肝臓	その他		計
平成21年	4,861	7,696	831	40,613	9,601	1,801	4,473	2,708	67		97	18,747	72,748
平成22年	4,937	7,763	861	41,248	10,143	1,808	4,700	2,816	88	78	107	19,740	74,549
平成23年	4,761	7,581	861	40,737	10,198	1,712	4,587	2,766	81	147	128	19,619	73,559
平成24年	4,774	7,563	866	41,227	10,498	1,646	4,755	2,787	80	142	138	20,046	74,476
平成25年	4,590	7,419	853	40,651	10,625	1,553	4,757	2,805	83	148	146	20,117	73,630
平成26年	4,524	7,378	843	40,927	10,890	1,536	4,859	2,820	83	150	171	20,509	74,181

※各年4月1日現在

障がいの程度を等級別にみると、1級が最も多く21,704人(29.3%)、次いで4級が18,095人(24.4%)となっています。重度障がいの1級・2級を合わせると32,938人で、身体障がい者総数の44.4%を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数（等級別）



※各年4月1日現在

障がいの種類別に障がいの程度をみると、肢体不自由では4級の人が多く(28.3%)、内部障がいでは1級の人が多く(60.6%)となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数（障がい種別・等級別）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	1,651	1,257	371	339	568	338	4,524
	36.5%	27.8%	8.2%	7.5%	12.6%	7.5%	100.0%
聴覚・平衡機能	350	1,849	1,126	1,242	41	2,770	7,378
	4.7%	25.1%	15.3%	16.8%	0.6%	37.5%	100.0%
音声・言語・そしゃく機能	26	78	443	296	0	0	843
	3.1%	9.3%	52.6%	35.1%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由	7,249	7,827	9,073	11,571	3,385	1,822	40,927
	17.7%	19.1%	22.2%	28.3%	8.3%	4.5%	100.0%
内部障がい	12,428	223	3,211	4,647	0	0	20,509
	60.6%	1.1%	15.7%	22.7%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	21,704	11,234	14,224	18,095	3,994	4,930	74,181
	29.3%	15.1%	19.2%	24.4%	5.4%	6.6%	100.0%

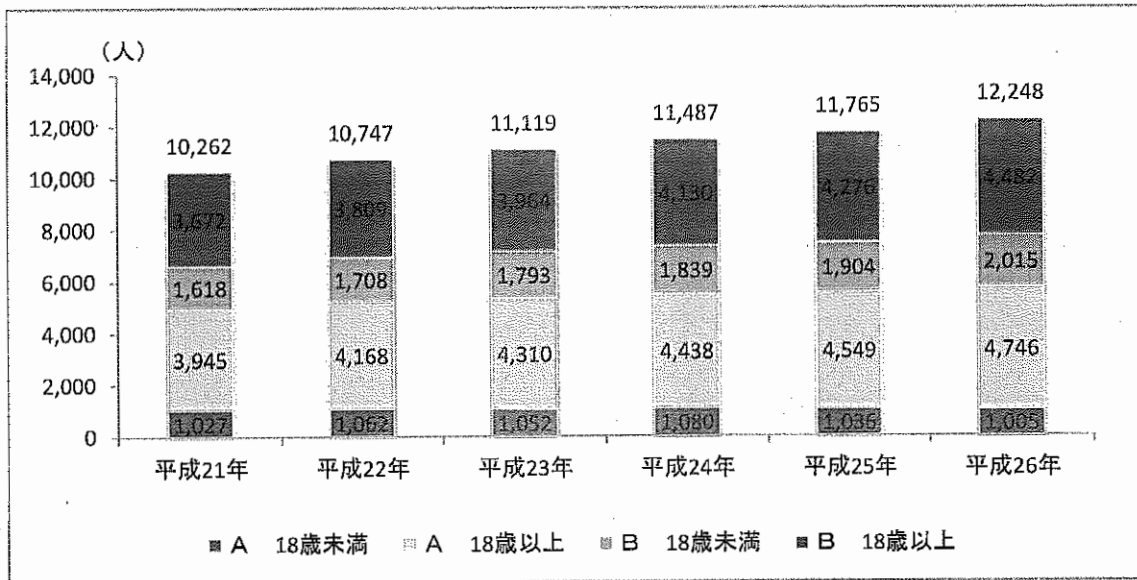
※平成26年4月1日現在

(2) 知的障がい

本県において、療育手帳の交付を受けている人の総数は、平成26年4月1日現在で12,248人となっています。人数は増加傾向で推移しています。

障がいの程度別にみると、療育手帳A（重度）所持者は5,751人で全体の47.0%となっています。また、年齢別では18歳以上が9,228人で全体の75.3%を占め、その割合は年々上昇しています。

図表 療育手帳所持者数



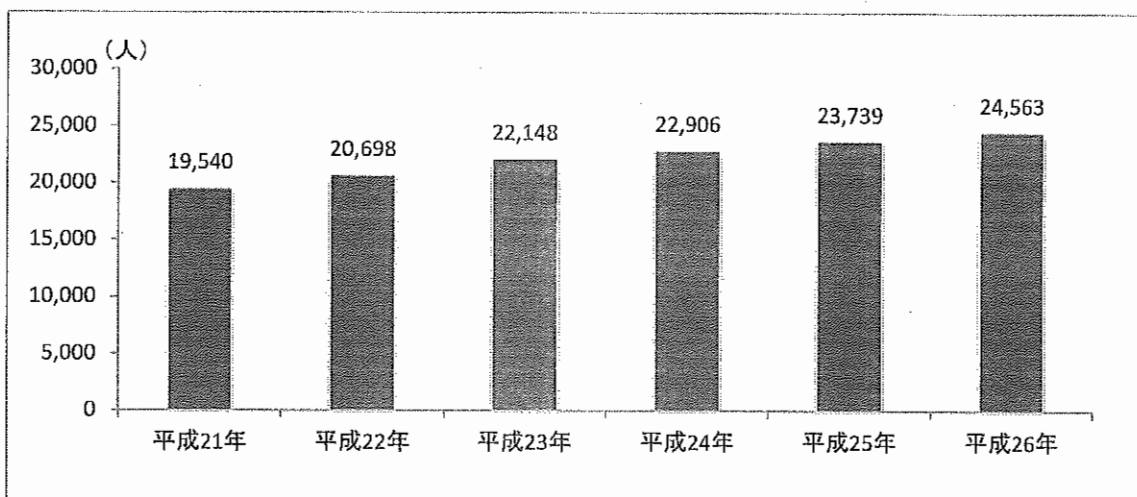
※各年4月1日現在

(3) 精神障がい

本県における精神科病院入院患者は4,248人（平成25年6月30日現在）、通院患者（自立支援医療（精神通院）受給者）は24,563人（平成26年3月末日現在）で、合計約29,000人となっています。通院患者数は増加傾向で推移しています。

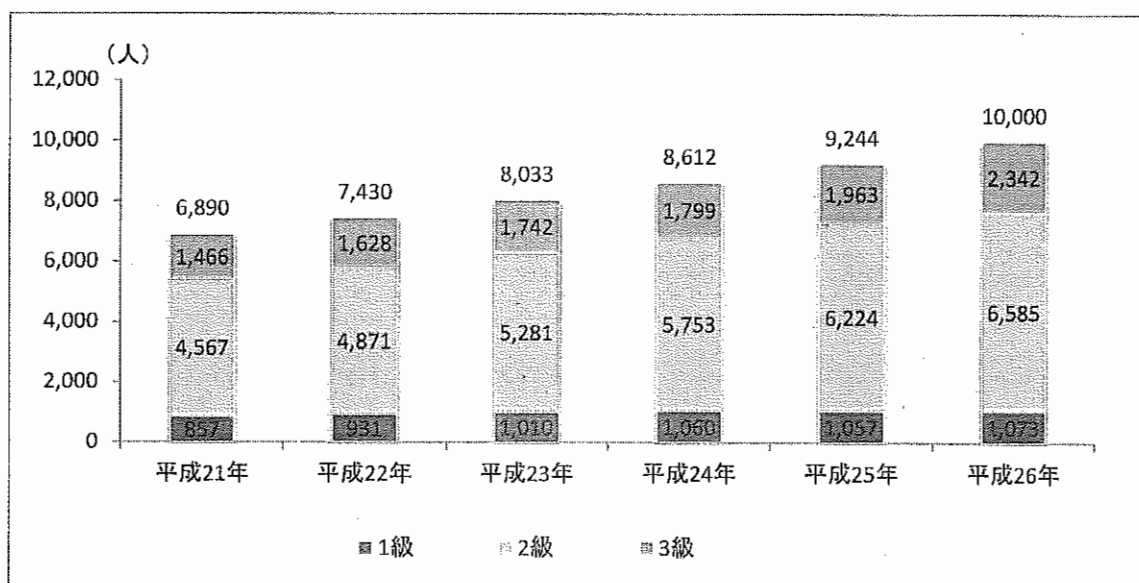
また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は、平成26年3月末日現在で10,000人となっており、人数は増加傾向で推移しています。障がいの程度別では、2級が6,585人で全体の65.9%を占めています。

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数



※各年3月末日現在

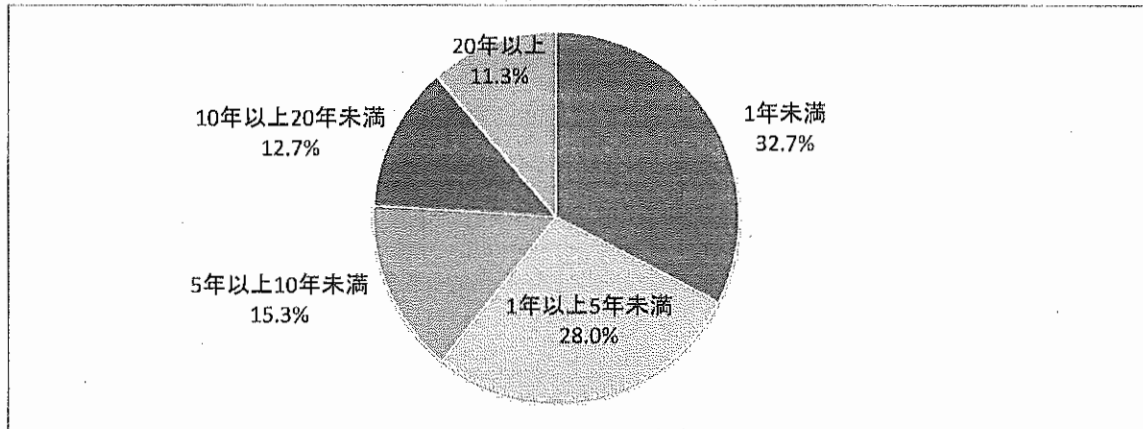
図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数



※各年3月末日現在

精神科病院の入院患者の在院期間は、1年未満の入院患者が32.7%、1年以上5年未満が28.0%、5年以上10年未満が15.3%、10年以上20年未満が12.7%、20年以上が11.3%となっています。

図表 入院患者の在院期間



※平成25年6月30日現在

入院患者を疾患別で見ると、統合失調症が2,704人(63.7%)、器質性精神障がい(18.0%)、気分障がい(7.5%)となっています。通院患者(自立支援医療(精神通院)受給者)では、気分障がい(9,905人(40.3%))、統合失調症(7,366人(30.0%))、神経症性障がい(2,420人(9.9%))となっています。

通院患者の疾患別人数の推移を見ると、患者数の増えている疾患が多くなっており、過去5年の増加数では気分障がい、増加率では器質性精神障がいの伸びが大きくなっています。

図表 精神疾患の種類別構成

	症状性を含む器質性精神障がい	統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	気分障がい	神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	てんかん	その他	合計
入院患者	764	2,704	318	49	34	379	4,248
(構成比)	18.0%	63.7%	7.5%	1.2%	0.8%	8.9%	100.0%
通院患者	660	7,366	9,905	2,420	1,643	2,569	24,563
(構成比)	2.7%	30.0%	40.3%	9.9%	6.7%	10.5%	100.0%

※入院患者：平成25年6月30日現在、通院患者：平成26年3月末日現在

通院患者	症状性を含む器質性精神障がい	統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	気分障がい	神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	てんかん	その他	合計
平成21年	327	5,629	7,475	1,616	1,517	2,976	19,540
平成22年	344	5,961	8,014	1,789	1,522	3,068	20,698
平成23年	417	6,312	8,528	2,017	1,568	3,306	22,148
平成24年	560	6,411	9,233	2,091	1,604	3,007	22,906
平成25年	608	6,730	9,472	2,261	1,649	3,019	23,739
平成26年	660	7,366	9,905	2,420	1,643	2,569	24,563

※各年3月末日現在

(4) 難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」によると、難病は、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」とされています。

本県における特定疾患受給者の総数は、平成 25 年度現在で 13,651 人となっており、患者数は増加傾向が見られます。疾患別にみると、潰瘍性大腸炎 2,303 人（16.9%）、パーキンソン病関連疾患 2,182 人（16.0%）、強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎 959 人（7.0%）、全身性エリテマトーデス 790 人（5.8%）などが多くなっています。

なお、平成 25 年度から、特定疾患を含めた 130 の疾患の難病患者が障害福祉サービス等の対象となりましたが、平成 25 年度の本県における難病患者の障害福祉サービス等支給決定者数（障害者手帳を所持しない「難病患者等」として支給決定した人数）は 22 人となっています。

図表 疾患別特定疾患受給者数の推移

(人)

疾患名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	受給者数	受給者数	受給者数	比率
1 ベーチェット病	252	260	262	1.9%
2 多発性硬化症	241	251	272	2.0%
3 重症筋無力症	243	257	282	2.1%
4 全身性エリテマトーデス	755	760	790	5.8%
5 スモン	29	27	27	0.2%
6 再生不良性貧血	166	162	163	1.2%
7 サルコイドーシス	306	330	354	2.6%
8 筋萎縮性側索硬化症	151	148	150	1.1%
9 強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	887	918	959	7.0%
10 特発性血小板減少性紫斑病	455	475	495	3.6%
11 結節性動脈周囲炎	123	129	138	1.0%
12 潰瘍性大腸炎	1,997	2,111	2,303	16.9%
13 大動脈炎症候群	85	79	82	0.6%
14 ビュルガー病	82	76	75	0.5%
15 天疱瘡	77	80	91	0.7%
16 脊髄小脳変性症	380	405	427	3.1%
17 クローン病	455	475	499	3.7%
18 難治性肝炎のうち劇症肝炎	3	1	2	0.0%
19 悪性関節リウマチ	97	97	97	0.7%
20 パーキンソン病関連疾患	1,980	2,070	2,182	16.0%
21 アミロイドーシス	29	41	44	0.3%
22 後縦靭帯骨化症	723	764	782	5.7%
23 ハンチントン病	18	21	23	0.2%

(人)

疾患名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	受給者数	受給者数	受給者数	比率
24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	176	193	220	1.6%
25 ウェゲナー肉芽腫症	22	23	27	0.2%
26 特発性拡張型(うっ血)心筋症	632	660	682	5.0%
27 多系統萎縮症	155	165	176	1.3%
28 表皮水疱症(接合部型および栄養障害型)	5	5	6	0.0%
29 膿疱性乾癬	32	31	30	0.2%
30 広範脊柱管狭窄症	64	60	59	0.4%
31 原発性胆汁性肝硬変	428	448	468	3.4%
32 重症急性膵炎	26	29	27	0.2%
33 特発性大腿骨頭壊死症	120	138	159	1.2%
34 混合性結合組織病	134	151	157	1.2%
35 原発性免疫不全症候群	10	10	11	0.1%
36 特発性間質性肺炎	109	102	101	0.7%
37 網膜色素変性症	352	348	363	2.7%
38 プリオン病	12	7	6	0.0%
39 肺動脈性肺高血圧症	30	37	46	0.3%
40 神経線維腫症	33	36	41	0.3%
41 亜急性硬化性全脳炎	3	3	3	0.0%
42 バッド・キアリ症候群	6	5	4	0.0%
43 慢性血栓性肺高血圧症	25	26	31	0.2%
44 ラインゾーム病(ファブリー病含む)	17	17	16	0.1%
45 副腎白質ジストロフィー	4	3	2	0.0%
46 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1	0.0%
47 脊髄性筋萎縮症	2	3	4	0.0%
48 球脊髄性筋萎縮症	13	14	15	0.1%
49 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	66	74	83	0.6%
50 肥大型心筋症	39	42	59	0.4%
51 拘束型心筋症	0	0	0	0.0%
52 ミトコンドリア病	11	12	14	0.1%
53 リンパ脈管筋腫症(LAM)	5	6	7	0.1%
54 重症多形滲出性紅斑(急性期)	4	0	3	0.0%
55 黄色靱帯骨化症	38	49	62	0.5%
56 間脳下垂体機能障害	178	231	269	2.0%
合計	12,286	12,866	13,651	100.0%

(5) 発達障がい

「発達障害者支援法」によると、発達障がいは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされています。

県内に2か所設置している自閉症・発達障がい支援センターにおける相談状況をみると、相談者数は1,216人で、疾患別では、広汎性発達障がい311人、自閉症259人、アスペルガー症候群110人となっています。

図表 自閉症・発達障がい支援センター相談支援数（実人数）

発達障がい児・者年齢層		あさけ	れんげ	合計
発達支援	0～3歳	10	13	23
	4～6歳	58	65	123
	7～12歳	175	385	560
	13～15歳	74	38	112
	16～18歳	51	27	78
	19～39歳	104	88	192
	40歳以上	26	17	43
	不明	1	4	5
	合計	499	637	1,136
就労支援	18歳以下	6	1	7
	19～39歳	48	14	62
	40歳以上	9	2	11
	不明	0	0	0
	合計	63	17	80

障がい種別（医師による診断名で集計）		あさけ	れんげ	合計
発達支援	自閉症	189	60	249
	アスペルガー症候群	58	34	92
	広汎性発達障害	97	200	297
	注意欠陥多動性障害(AD/HD)	26	23	49
	学習障害(LD)	0	18	18
	その他(発達性言語障害・協調運動障害等)	65	19	84
	不明(未診断含む)	64	283	347
	合計	499	637	1,136
就労支援	自閉症	8	2	10
	アスペルガー症候群	15	3	18
	広汎性発達障害	6	8	14
	注意欠陥多動性障害(AD/HD)	3	0	3
	学習障害(LD)	0	0	0
	その他(発達性言語障害・協調運動障害等)	10	1	11
	不明(未診断含む)	21	3	24
	合計	63	17	80

※平成25年度

(6) 重症心身障がい

「児童福祉法」によると、重症心身障がい児は、「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」とされています。

県内の状況をみると、重症心身障がい児・者数は、18歳未満 222人、18歳以上 542人で計 764人、うち、医療型障害児入所施設などの施設入所者は 212人（平成 26年 4月 1日現在）となっています。

図表 重症心身障がい児・者数

(人)

	重症心身障がい児・者数	うち施設入所者数
18歳未満	222	3
18才以上	542	209
計	764	212

※平成26年4月1日現在

(7) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいは、頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じるものです。

県内の広域的な専門的相談支援として、高次脳機能障がい支援普及事業を行っている三重県身体障害者総合福祉センターの新規相談者を疾患別にみると、平成 25年度では脳血管障がいが 32人、外傷性脳損傷が 21人等となっています。

図表 高次脳機能障がい者の相談支援状況

高次脳機能障がいの相談支援状況	新規相談者	67人
	平均年齢	41.0歳
	相談件数	1,169件
新規相談者の原因疾患	外傷性脳損傷	21人
	脳血管障がい	32人
	脳腫瘍	2人
	低酸素脳症	3人
	脳炎	2人
	多発性硬化症	1人
	その他	6人
計	67人	

※平成25年度

(8) 遷延性意識障がい

遷延性意識障がいは、事故や病気などで脳に損傷を受け、重度の昏睡状態になることで、自力での移動や摂食ができない、意思疎通が困難といった状態等が続く症状です。

遷延性意識障がい者については、全国的にも情報がほとんどなく、本県では、県内における実態を把握するために、平成26年2月に医療機関等への調査を行いました。その結果、県内の遷延性意識障がい者（準ずる者を含む）数は1,180人と推計されます。原因疾患としては脳血管障がい750人と63.6%を占め、所在は病院754人（63.9%）、介護老人福祉施設・介護老人保健施設269人（22.8%）等となっています。

図表 遷延性意識障がい者の原因疾患・所在

(原因疾患)			(所在)		
	人数(人)	構成比		人数(人)	構成比
脳血管障がい	750	63.6%	病院	754	63.9%
頭部外傷	47	4.0%	特養・老健施設	269	22.8%
頭蓋内炎症	10	0.8%	障害者支援施設	20	1.7%
心疾患	39	3.3%	在宅	109	9.2%
呼吸器障がい	62	5.3%	その他	28	2.4%
その他(認知症)	85	7.2%	合計	1,180	100.0%
その他	187	15.8%			
合計	1,180	100.0%			

※平成25年12月1日の入院者、12月1日～31日の通院・受診者を基準とする調査

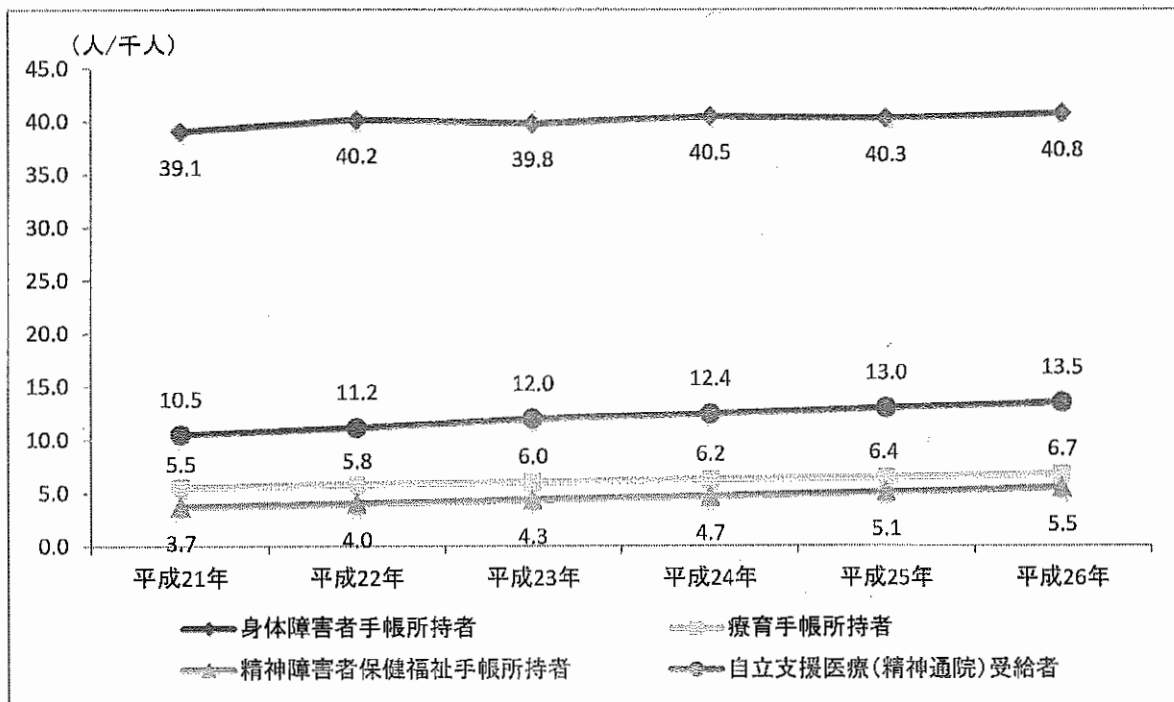
2 障がい者数の将来見込

(1) 障がい者比率の推移

本県における人口あたりの障がい者数をみると、平成26年4月1日現在で身体障害者手帳所持者数は人口千人あたり40.8人、療育手帳所持者数は6.7人となっています。また、平成26年3月末日現在で精神障害者保健福祉手帳所持者数は人口千人あたり5.5人、自立支援医療（精神通院）受給者数は13.5人となっています。

近年の比率の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいとなっていますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）受給者数はいずれも上昇傾向がみられます。

図表 人口千人あたり障がい者数の推移



※身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は各年4月1日現在

※精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）受給者数は各年3月末日現在

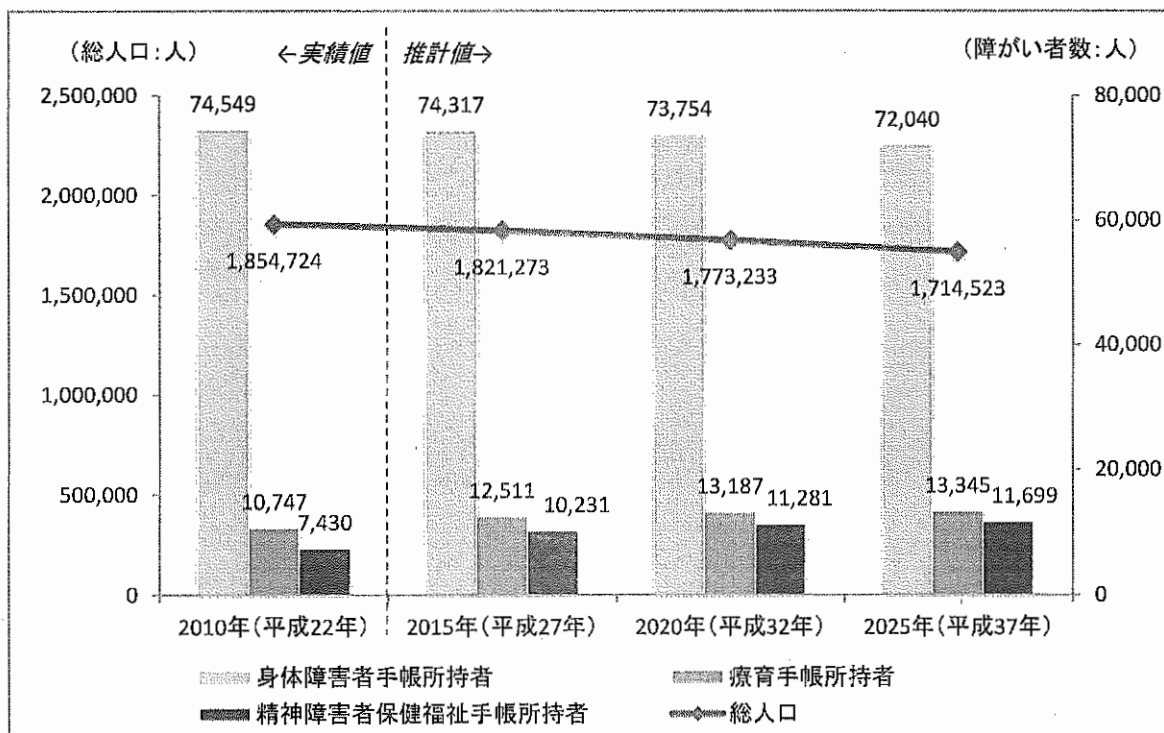
※総人口データとして三重県「月別人口調査結果」各年4月1日現在を使用

(2) 障がい者数の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の総人口は、今後減少傾向で推移していくものと見込まれ、現在（平成26年）の約182万人から、2025年（平成37年）には10万人以上減少して約171万人になると推計されています。

この前提のもとで本県の障がい者数の将来推計を行ったところ、身体障害者手帳所持者数については、総人口の減少とともに障がい者数も減少していくものと見込まれます。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、人口あたりの障がい者数の比率が上昇していることから（前ページ参照）、総人口が減少しても障がい者数は増加していくものと見込まれます。

図表 障がい者数の将来推計



※総人口は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」（平成25年3月推計）

（平成22年は国勢調査の実績人口） 各年10月1日現在

※推計方法：市町別の手帳所持者数比率の実績値推移より、将来の手帳所持者数比率を設定し、それを市町別将来推計人口に掛け、合算して全県の障がい者数とした

※身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は各年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年3月末日現在

3 障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査結果

※現在、集計中

4 障がい者を取り巻く環境変化

(1) 国際的な動向

国連では、障がいのある人の権利に関して、「精神遅滞者の権利に関する宣言」（昭和46年）、「障害者の権利に関する宣言」（昭和50年）、「障害者に関する世界行動計画」（昭和57年）、「障害者の機会均等に関する標準規則」（平成5年）をはじめ、さまざまな宣言・決議が採択されてきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。

このような中、障がい者に関するはじめての国際条約として、平成18年12月に「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。条約では、「自己決定権」や「合理的配慮」の考え方をはじめ、障がい者が他の人と平等にすべての人権や基本的自由を享受するために、社会において措置されるべき事項が規定されています。

わが国は、平成19年9月に条約に署名を行い、その後、条約の批准をめざして、必要な国内法の整備等を進めてきました。それらの準備を経て、平成26年1月20日に条約を批准、平成26年2月19日からわが国においても条約の効力が発生しています。

(2) 国内の動向

国内では、平成21年12月、障害者権利条約の批准のために、必要な国内法の整備をはじめとする国内の障がい者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。そのもとで障がい当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成22年1月から平成24年3月まで開催され、制度改革に向けた精力的な検討が行われました。

平成23年8月には、会議の意見をふまえて改正された「障害者基本法」が施行されました。改正後の「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされています。また、障がい者の定義が見直され、「個人の機能障がい原因があるもの」とする「医学モデル」から、「障がい（機能障がい）及び社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に考え方が転換されたこと、「障害者権利条約」の「合理的配慮」の概念を導入し、障がいを理由とする差別の禁止が明記されたことなど、大きな改正が行われています。

さらに、「障害者基本法」の改正に続き、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

の制定（平成28年4月施行予定）など、今後の障がい者施策の推進にあたって基盤となる多くの法律が制定されました。

国ではこうした法律の整備と並行して、国における障がい者施策の取組方向を示す「障害者基本計画（第3次）」を策定し（平成25年9月）、障がい者施策の新たな指針を明らかにしています。

【参考】障がい者施策の近年の動向

平成21年12月	障がい者制度改革推進本部設置
平成22年1月	障がい者制度改革推進会議設置・第1回会議開催
平成22年6月	障がい者制度改革推進会議が第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」とりまとめ
平成22年12月	障がい者制度改革推進会議が第二次意見「障害者制度改革の推進のための第二次意見」とりまとめ
平成23年8月	「障害者基本法の一部を改正する法律（障害者基本法改正法）」施行
平成24年7月	障害者政策委員会設置・第1回会議開催
平成24年10月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
平成24年12月	障害者政策委員会が「新たな障害者基本計画に関する意見」とりまとめ
平成25年4月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」施行（「障害者自立支援法」を改正し、「障害者総合支援法」とするなど）
平成25年4月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行
平成25年4月	障がい者の法定雇用率の引き上げ
平成25年6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定（平成28年4月施行予定）
平成25年6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法改正法）」制定（平成28年4月施行予定）
平成25年6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（精神保健福祉法改正法）」制定（平成26年4月施行）
平成25年9月	「障害者基本計画（第3次）」閣議決定
平成25年12月	「アルコール健康障害対策基本法」制定（平成26年6月施行）
平成26年1月	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准
平成26年5月	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」制定（平成27年1月施行）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がい者が、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざします。

現行プランの基本理念を継承し、本県がめざすべき社会の目標像を基本理念とします。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

2 障がい者施策の基本原則

「障害者権利条約」は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

このような障がい者の権利は、本プランの基本理念とする社会の前提となるものであり、その実現のためには、障がい者施策全般にわたり、取組の質を向上する必要があります。

このようなことから、障がい者施策の基本原則を次のように定めます。

これは、さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、そのすべての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則となります。

(1) 障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援

障がい者を、自立し、行動する主体としてとらえ、施策の推進にあたっては、障がい者の自己決定による意見を尊重します。また、障がい者が施策に係る意思決定の過程に積極的に関わる機会を確保します。

これらの障がい者の自己決定にあたっては、障がい者が、さまざまな社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあることを考慮し、障がい者が選択する意思疎通のための手段を確保するとともに、さまざまな種類の障がいに応じ、相談による適切な情報の提供など意思決定のための支援を行います。

(2) 障がい者本位の途切れのない支援

障がい者の日常生活や社会生活における制限の解消や、障がい者の自立と社会参加の促進を念頭に、障がい者本位の支援を行います。

障がい者本位の支援にあたっては、障がい者のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援を行う者が、途切れのない一貫した支援（縦の連携）を行います。さらに、ライフステージに応じて、関与の度合いは変化するものの、さまざまな機関からの支援が必要であることから、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等、地域における関係機関の連携による支援（横の連携）を行います。

（３） 障がいの状況に応じた支援

年齢、性別、障がいの状態、生活の実態、地域の実情など、障がい者の多様な属性をふまえ、個々の障がい者の支援の必要性に配慮した適切な支援を行います。

特に、障がい児については、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権や自由を保障することを念頭に、必要な支援を行います。

また、障がい者が、自ら選択する地域において、必要な支援を受けながら日常生活や社会生活を営めるよう、その地域の実情に応じた支援を行います。

（４） 社会的障壁の除去

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等の社会的障壁の除去、障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の普及に向けた取組を推進し、障がい者の実質的な社会への参加を支援します。

また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者に対し、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることが、障がいを理由とする差別となることに留意し、その実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

（５） 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が適切な支援を受けられるよう、国や市町との適切な連携や役割分担により、施策を実施します。

また、医療、子ども・子育て、教育、福祉等の障がい者に関する施策や計画と整合を図るとともに、すべての施策や計画において障がい者の人権の保護を考慮に入れ、総合的な施策展開を図ります。

3 「みえ県民カビジョン」をふまえた施策の展開

障がい者施策の展開にあたっては、県の戦略計画である「みえ県民カビジョン」の考え方もふまえた取組を進めていきます。

(1) 「みえ県民カビジョン」の考え方

私たちは、新しい三重づくりを、安全・安心を脅かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、私たちそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」により行うこととしています。

新しい豊かさを、自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に社会づくりに関わることによって得られるものとし、県民力を結集して「みえ県民カビジョン」の基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を創っていくこととしています。

そこで、新しい三重づくりの主体である県民一人ひとりが、社会の担い手として参画できるよう、積極的に社会に参加することができるための支援（県民力養成支援）、絆のもとに社会で活動することが広がるための支援（県民力拡大支援）、県民が主体として活躍できる場が増えるための支援（県民力発揮支援）を行います。

(2) 「協創」に基づく障がい者施策の展開

県では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を、県民力による「協創」により実現したいと考えています。

障がい者も自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支える取組を進めることにより、障がいのある人もない人もすべての県民との「協創」により基本理念の実現をめざします。

4 施策体系

基本理念の実現に向けた取組を進めるにあたり、本計画では、以下の体系に基づく施策・事業の展開を図るものとします。

(1) 共生社会を実感できる地域社会づくり

障がいによる不利益が個人や家族の責任ではなく、障がいの有無にかかわらず共に生きていく社会が自然であることが理解され、共に生きていく環境が整備されている「共生社会を実感できる地域社会づくり」をめざします。

さまざまな障がいに対する理解の促進に取り組むとともに、障がい者差別の解消、障がい者虐待の防止、権利擁護体制の充実、社会参加に向けたアクセシビリティの向上など、障がい者の権利が保障され、合理的配慮の行き届いたまちづくりを展開します。

(2) 生きがいを実感できる地域社会づくり

自らの能力を生かしながら、自分の人生をデザインし、いきいきと生活できる「生きがいを実感できる地域社会づくり」をめざします。

障がい者の生きがい、自立、社会参加において大きな役割を担う就労について支援の充実に取り組むとともに、スポーツや文化・芸術活動など、多様な社会参加の場の拡充を進めます。また、こうした活動をはじめ、社会生活の基礎づくりを担う教育の充実を推進します。

(3) 安心を実感できる地域社会づくり

障がい者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、また、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために、必要な支援が提供される「安心を実感できる地域社会づくり」をめざします。

地域で安心して暮らすことができるように、生活に必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、保健・医療体制の充実等を通じて、障がい者が自ら望む暮らし方の選択ができるように取組を進めます。また、障がい者を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯の取組を推進します。

5 重点的取組

4の施策体系に沿って施策を推進する上で、政策課題の観点から特に取組の充実・強化が必要と考えられるものを、本計画における「重点的取組」として位置づけます。

これらは、現行プランからの継続的な取組に加え、本県において特に大きな課題となっていることや、国等の動向をふまえた新たな対応が必要になることなどを背景に、本県において積極的かつ総合的な取組が要請されるものです。

(1) 法整備等に伴う新たな課題への対応

① 権利の擁護

虐待の防止や虐待に対する対応力の強化など、「障害者虐待防止法」の施行に伴う課題および、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の実施など、「障害者差別解消法」の施行に向けた課題に対応するため、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。

② 地域生活への移行と地域生活の支援

「障害者権利条約」の第19条においては、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。」とされています。

しかしながら、県内においては、入所施設の待機者数が増加しているなど、地域で生活するための支援体制に対する不安感が残っています。

このようなことから、入所施設の利用者や地域で暮らしている障がい者が、自ら選択した地域で安心して暮らすことが出来るよう、地域社会における生活を支援することが、ますます重要となっています。

(2) 現行プランにおける重点的取組の残された課題への対応

現行プランにおいては、①「雇用の場の拡大と就労への総合的支援」、②「勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備」、③「ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化」、④「災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応」の4項目を重点的取組として位置づけています。

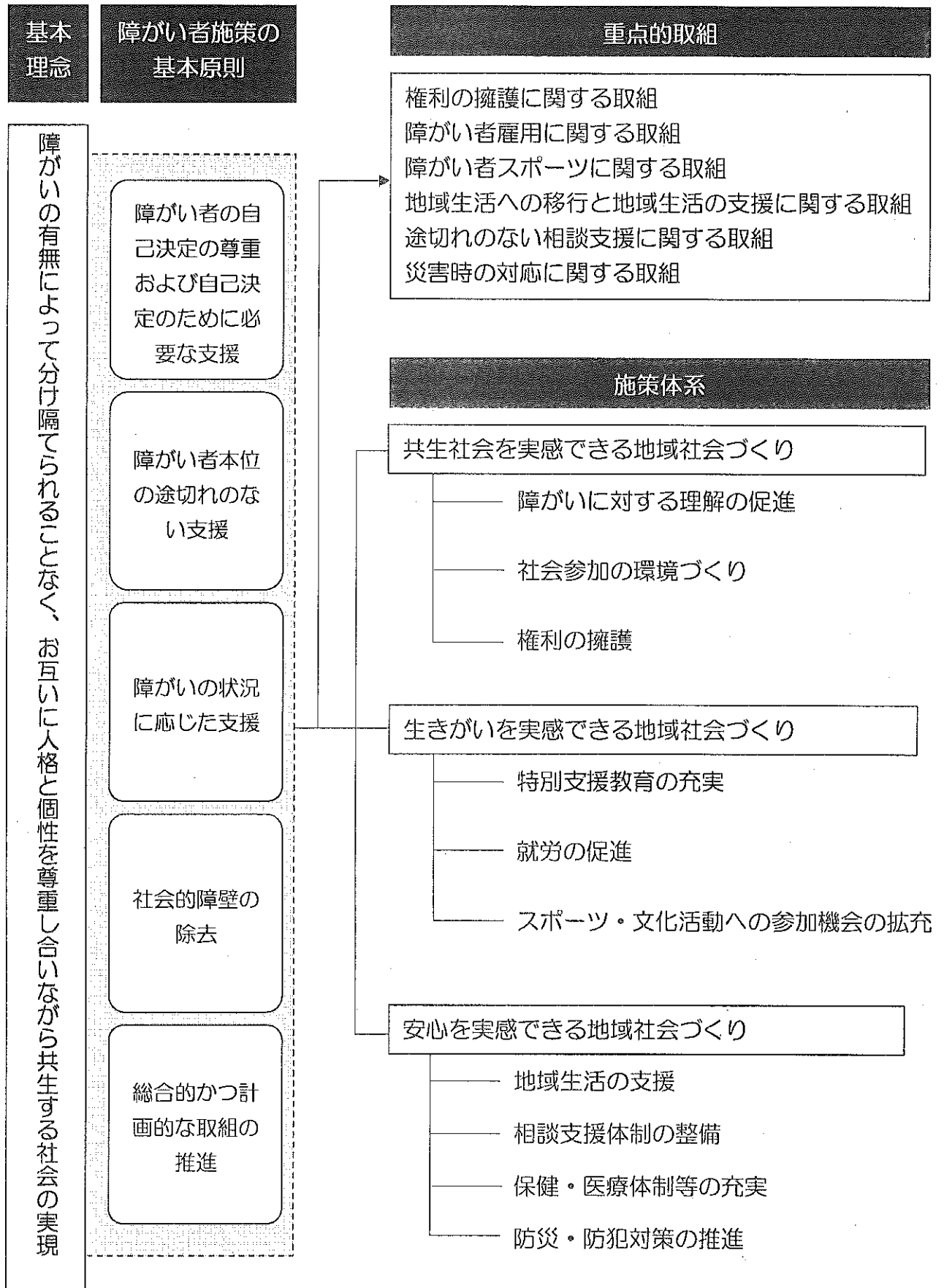
これらの取組については、第1章3「現行プランによる取組成果」の項目において記述しましたように、民間企業における法定雇用率(2.0%)の早期達成や全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備などの課題が残されており、これらの4項目について、次期プランにおいても引き続き注力する必要があります。

(3) 重点的取組の設定

(1) および(2)において記述しました課題に対応するため、プランにおける重点的取組を次の6項目とします。

- ・権利の擁護に関する取組
- ・障がい者雇用に関する取組
- ・障がい者スポーツに関する取組
- ・地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- ・途切れのない相談支援に関する取組
- ・災害時の対応に関する取組

みえ障がい者共生社会づくりプランの施策体系



第2編 重点的取組

第1章 権利の擁護に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がい者を理由とする差別の解消に係る県民の関心と理解を深めるとともに、相談および紛争の防止のための体制等を整備する必要があります。
- ② 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止を図るとともに、虐待事例への適切な対応を行う必要があります。

2 取組内容

取組方向1 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別を解消するため、県民の関心と理解を深めるための啓発活動を行うとともに、行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組みます。また、障がい者等からの差別に関する相談に的確に応じるとともに、紛争の防止や解決を図るための体制整備に取り組みます。

(1) 障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がいを理由とする差別の解消についての県民の関心と理解を深めるとともに、差別の解消を妨げている要因の解消を図るため、啓発活動を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 事業者が行う合理的配慮への支援

- ① 誰もが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ② 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置等）を支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)

(3) 県の行政サービス等における障がいを理由とする差別の解消

- ① 県の行政サービス等の提供にあたり、障がいを理由とする差別の解消に関して、職員が適切に対応することができるよう、対応要領を策定し、障がいの状態に応じた必要かつ合理的な配慮を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(4) 相談等のための体制整備

- ① 障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障がい者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決に資するために必要な体制を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する国および地方自治体の関係機関等で構成される障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築するとともに、地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図ります。また、協議会の組織については、障がい者等の参加について配慮します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 障がい者虐待の防止

虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、専門家チームの活用や関係機関との連携により、市町への支援や事業所への指導および、専門性の強化に取り組みます。

(1) 障がい者虐待の未然防止

- ① 障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止のため、事業所を対象とした研修を実施します。また、障害保健福祉圏域や事業所等における、きめ細かな研修の実施を促進することにより、事業所における組織的な体制の整備や職員の資質の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 障がい者虐待への適切な対応

- ① 市町が実施する虐待の事実確認や訪問調査において、障がい者の特性に応じた調査等が行えるよう、市町に支援や助言を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に必要な居室について、障害保健福祉圏域や市町単位で確保できるよう、市町を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障害福祉サービス事業所の職員による虐待事案において、当該事業所に対して虐待防止改善計画の作成を求めるとともに、運営状況を継続的に確認します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 虐待に対する専門性の強化

- ① 有識者で構成される専門家チームにおいて、虐待事案に対する助言を行うとともに、事例の分析等を行います。また、その分析結果を、市町や関係機関と共有することにより、専門性の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 虐待通報等の事案における調査手法や判断基準を検証し、市町における虐待判断の標準化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 支援の手法が確立していないことに起因する虐待を防止するため、有識者等で構成される専門家チームと連携し、障害福祉サービス事業者に対する助言や支援を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

3 数値目標の設定

項目	現状	数値目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度

第2章 障がい者雇用に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 本県の障がい者の実雇用率（1.79%：平成26年6月1日現在）は全国33位となっており、これを早急に改善し、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成を図る必要があります。
- ② 障がい者の円滑な就労への移行を促進するため、ニーズに応じた訓練や適性に応じた職種のマッチングなど適切な支援が必要です。
- ③ 福祉的就労における工賃は、依然として低い状況にあることから、受注拡大や受注体制の強化を図るとともに、就労移行支援事業所の確保および、就労系障害福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図る必要があります。
- ④ 障がい者の適性に応じた就労を促進するため、職場や職域を拡大するなど、多様な就労先の確保が必要です。

2 取組内容

取組方向1 就労に向けた支援

障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、就労定着などの段階に応じ、個人の適性に応じた支援に取り組みます。

(1) 就職に向けた準備への支援

- ① 障がい者が就職に必要な技能を身につけることができるよう、障がい者雇用実績のない中小企業等を対象に委託等による職業訓練を行います。
(雇用経済部 雇用対策課)
- ② 職場で必要な基本的な知識技能を身につけるため、知的障がい者を対象に、就労支援講座を開催します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 特別支援学校高等部における企業就労に係る指導においては、それまで積み上げられてきた生徒一人ひとりのキャリアをもとに、職業適性アセスメントの活用により本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、関係機関、企業等と連携した提案型の職場開拓を行います。
(教育委員会 特別支援教育課)

(2) 求職活動への支援

- ① 三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。
(雇用経済部 雇用対策課)

(3) 就労定着への支援

- ① 就労系障害福祉サービス事業所の職員による就職後の相談支援や職場との調整により、障害福祉サービス事業所から一般就労に移行した障がい者の就労定着を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所における機運の醸成や障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るとともに、工賃の向上に取り組みます。

(1) 工賃向上に向けた取組

- ① 工賃向上支援コンサルタントと共同受注窓口の連携を一層強化し、就労系障害福祉サービス事業所における就労機会の確保と工賃向上に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 「障害者優先調達推進法」の規定をふまえ、県における優先調達の拡大や発注内容の多様化に取り組みむとともに、市町に対し、優先調達の拡大を働きかけます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

- ① 障がい者のエンパワメントと経済的自立が図られるよう、就労系障害福祉サービス事業所における一般就労や工賃向上に向けた機運の醸成に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係事業所間のネットワークを強化し、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所の設置促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 地域の(自立支援)協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組みむため、地域の(自立支援)協議会の運営を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向3 雇用の場の拡大

企業への障がい者雇用に対する理解の促進および、新たな雇用の場の開拓などにより、障がい者の適性に合った職場や職域の拡大に取り組みます。

(1) 民間企業における雇用の場の拡大

- ① 「障がい者の就労に向けたステップアップ」の支援に加えて「障がい者を支える地域全体もステップアップ」ができるよう支援し、働く意欲のある障がい者が当たり前前に働ける環境の整備に取り組みます。

(雇用経済部 雇用対策課)

- ② 障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業への障がい者雇用の啓発や障がい者雇用に係る支援制度等の普及と求人開拓などを行い、障がい者の雇用の場の拡大に努めます。

(雇用経済部 雇用対策課)

- ③ 民間企業における法定雇用率(2.0%)の達成をめざし、「障害者雇用率改善プラン」を策定し、毎年障がい者雇用に係る課題を分析し、関係機関との連携強化を図りながら障がい者雇用の促進および就労環境の整備に取り組みます。

(雇用経済部 雇用対策課)

(2) 新たな障がい者雇用の場の開拓

- ① 障がいのある人とない人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労ではない新しい働き方である「社会的事業所」の設置を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 農業分野における障がい者就労の促進に向けて、農業経営体に対しては、特別支援学校の職場実習や農業参入した福祉事業所への技術指導等を通じて一層の意識啓発を進め、また、農業参入し地域農業の担い手として位置付けられた福祉事業所に対しては、経営の安定化を図るために、施設整備、6次産業化、栽培品目の複合化等を推進します。

(農林水産部 担い手育成課)

(3) 行政機関における雇用の場の確保

- ① 行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障がい者雇用率を安定的に維持できるよう、県立学校および県教育委員会事務局において、障がい者が担える業務を再構築し、多様な働き方によるモデル的な雇用に取り組みます。

(教育委員会 教職員課)

3 到達目標の設定

項目	現状	到達目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度

第3章 障がい者スポーツに関する取組

1 解決すべき課題

- ① 平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、準備委員会の設置、競技別の会場の選定および基本方針の策定などの準備を、着実に進める必要があります。
- ② 全国障害者スポーツ大会で実施されるすべての競技に参加できるよう、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援するとともに、障がい者スポーツ指導員の育成など障がい者スポーツ団体の競技力の強化を図る必要があります。
- ③ 障がい者の競技大会への参加機会の提供および、障がい者の特性を理解した指導員や審判員の育成など、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりが必要です。
- ④ 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致やレクリエーション等を通じ、スポーツの持つ楽しさや魅力を伝えることにより、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実に努める必要があります。

2 取組内容

取組方向1 全国障害者スポーツ大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成・強化

平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け、準備委員会の設置や基本方針の策定などの準備を進めるとともに、出場する選手の育成・強化に取り組めます。

(1) 全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備

- ① 全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、市町、三重県障害者スポーツ協会および三重県障害者スポーツ指導者協議会などの関係機関と連携し、準備委員会の設置、競技別の会場の選定および基本方針の策定を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 障がい者スポーツ指導員、競技専門の指導者や審判員、障がい区分判定員および意思疎通支援者など、全国障害者スポーツ大会を支える関係者を計画的に養成します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 全国障害者スポーツ大会三重大会のプレ大会として、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選大会を兼ねた北信越東海ブロック大会の県内開催を誘致し、選手への配慮や団体競技の運営などの経験の蓄積を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 障がい者スポーツ選手等の育成・強化

- ① パラリンピックなどの世界大会や国内大会で活躍できる障がい者スポーツ選手を育成するため、障がいの個々の状況に応じたプログラムを競技指導者、理学療法士、義肢装具士および障がい者スポーツ医と共同で作成し、選手強化を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 競技別の国内スポーツ大会や他県との交流試合等への参加を促進することにより、障がい者スポーツ競技団体の活動を支援するとともに、初心者講習会の開催などにより、新たな選手を発掘します。また、陸上スターティングブロックや専用卓球台など、選手の練習環境を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 障がい者スポーツの裾野の拡大

全国障害者スポーツ大会三重大会や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、障がいの社会参加などにつながる障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

(1) 障がい者スポーツへの参加意欲の向上

- ① 国際大会や国内大会で活躍する選手の練習を間近に見て、感じることで、参加意欲や競技力の向上につなげるため、東京オリンピック・パラリンピック競技種目選手のキャンプ地誘致に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 世界大会や全国大会で活躍する選手や指導者に対し、表彰を行い、その功績を讃えるとともに、障がい者スポーツの振興を目的とした普及・啓発を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 障がい者スポーツへの参加機会の充実

- ① 三重県障がい者スポーツ大会、レクリエーションおよびスポーツ教室等を開催することにより、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、障がい者スポーツ指導員や競技別指導者の派遣を支援することにより、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境整備を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

3 到達目標の設定

項目	現状	到達目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度

第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 障がい者の地域生活に向けた意欲を喚起するとともに、入所施設や精神科病院以外の外部支援者等との関わりを確保するなど、地域生活への移行に向けた支援が必要です。
- ② 障がいが重度であっても、地域で生活できる支援体制整備が求められており、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保および支援者の人材育成などによる地域生活の支援が必要です。
- ③ 障がい者の地域生活への移行を支えるため、相談支援の質の向上や地域に応じた支援体制の構築を図る必要があります。

2 取組内容

取組方向1 地域生活への移行

福祉施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりを確保に取り組みます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 障がい者本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、福祉施設入所者のエンパワメントを促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 施設や在宅等で生活する重度障がい者等に対して、普段の生活の場を一時的に離れ、試行的に独力で自活する機会と場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進と不安の軽減を図り、地域生活への移行を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 入所中の障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ① 長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者と、ピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 長期入院精神障がい者に対して、病院スタッフと連携し、サービス等利用計画を作成するとともに、「地域移行支援」の利用を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 地域生活の支援

地域社会において生活することができるよう、暮らしの場をはじめとする地域生活支援体制の強化を図るとともに、障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組みます。

(1) 地域生活へ移行する障がい者への地域生活支援体制の強化

- ① 障がい者の地域における生活の場を確保するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービスの基盤整備を進め、地域生活支援機能の強化を図ります。また、障害福祉サービスに限らず、特別養護老人ホームなどの介護保険施設や訪問看護等、地域資源の活用について、検討を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」の利用促進を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障がい者の地域生活への移行に関する地域の理解を高めるため、医療、福祉、行政等の関係者やピアサポーターによる啓発活動を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 発達障がい・行動障がいのある障がい者への地域生活支援体制の強化

- ① 強度行動障がいのある人に必要な地域資源を検討するため、対象者数等の現状を把握します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 強度行動障がいや発達障がいのある人の地域支援体制を整備するため、法人に対し利用対象者数や制度等の周知を行い、障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 支援者の資質の向上のため、サービス管理責任者および相談支援専門員を対象に、強度行動障害支援者養成研修を実施します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 支援のためのネットワークづくりやモデル事業の実施などにより、自閉症・発達障がい支援センターの地域支援機能の強化を図り、個々の障がい者に応じた重層的な支援体制の構築を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 行動障がいに対する行動観察事業を実施し、事業で得られた支援手法の蓄積と活用により、個々の障がい者に応じた地域生活を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への地域生活支援体制の強化

- ① 医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる事業所が必要とする支援等に関する調査および、遷延性意識障がいや重症心身障がいに関する調査の結果をふまえ、医療的ケアを必要とする障がい児・者の対象者数等の現状を把握するとともに、(自立支援)協議会などにおいて、安心して地域生活を送れるような支援体制について検討を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 地域において、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスにおける受入や、日中一時支援や移動支援等の地域生活支援事業の柔軟な運用を促進します。また、訪問看護、介護保険事業所および医療機関など医療的ケアを実施できる地域資源の活用を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 医療的ケアを実施できる人材を育成するため、たん吸引研修を実施するとともに、医療、介護等の分野との連携を図ることができるよう、相談支援員のスキルアップを図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、障がい福祉、医療、介護、保育、教育等地域における支援機関の連携強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化

サービス等利用計画の質の向上および（自立支援）協議会の活性化など、障がい者の地域生活への移行および障がいの状態に応じた支援に関わる関係機関の機能強化を図ることにより、総合的な地域生活の支援に取り組みます。

(1) サービス等利用計画の質の向上

- ① サービス等利用計画の作成やモニタリングにおいて、障がい当事者中心の視点に立ち、自己決定・自己選択の観点から、計画相談を行うことにより、真に必要な障害福祉サービスの提供を行うため、サービス等利用計画の質の向上に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 相談支援体制の強化に向けた（自立支援）協議会の活性化

- ① 地域の（自立支援）協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組むため、地域の（自立支援）協議会の運営を支援します。
(再掲)

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障害保健福祉圏域ごとに、（自立支援）協議会精神部会や精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、障害保健福祉圏域における長期入院精神障がい者の地域生活への移行の状況を把握するとともに、課題や解決策を検討します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 地域における関係機関との協創

- ① 入所者の地域生活への移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員に対して、研修等の実施により人材育成を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 福祉施設入所者や精神科病院入院者等に対する意向調査の結果を集計・分析し、現状と地域生活への移行に向けた課題を整理し、市町や関係事業所等の取組に活用します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

3 数値目標の設定

項目	現状	数値目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度

第5章 途切れのない相談支援に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制の強化および、相談支援や障害福祉サービスを提供する人材の資質の向上が求められています。
- ② 障がい者本人のニーズに応じた障害福祉サービスを提供するため、サービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ③ 障がい児に、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係者間のスムーズな連携による支援を提供していくため、児童発達支援センターや障害児入所施設などの障がい児支援のためのサービス、子ども・子育て支援のためのサービス、教育機関など関係機関の連携強化が求められています。
- ④ 特例として障害児入所施設の利用が可能な18歳以上の入所者については、平成29年度で経過措置が終了することから、計画的な退所後の支援に関する検討を行う必要があります。

2 取組内容

取組方向1 相談支援体制の整備

障がい者のニーズに適切に対応できるよう、市町が実施する相談支援から、県が実施する広域的、専門的な相談支援まで、重層的な相談支援体制の強化に取り組むとともに、人材育成および相談支援の質の向上に取り組みます。

(1) 市町の相談支援体制への支援

- ① 市町、障害保健福祉圏域、県における重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、市町、または障害保健福祉圏域における相談支援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

(2) 障害保健福祉圏域における相談支援体制の整備

- ① 療育相談事業において、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育相談機能の充実等を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の適性に応じた就労支援を行うため、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓および就労定着に向けた支援等を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 高度専門的な相談支援体制の整備

- ① 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障がい支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 重症心身障がい児(者)相談支援事業により、自宅で生活する重症心身障がい児・者とその家族に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行います。また、相談内容に応じて、短期入所等の利用調整を行うなど、市町等の関係機関と連携し、地域生活を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 高次脳機能障がい者生活支援事業により、高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(4) 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ① 障がいのある子どもたちが、小学校や特別支援学校に就学後、円滑に学校生活が始められ、十分な教育や支援が受けられるよう、パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制の整備を支援します。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ② 小学校から中学校、中学校から高等学校へと個別の指導計画や個別の教育支援計画等の確実な引継ぎができる体制づくりを進めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

(5) 相談支援従事者等の人材育成

- ① 支援者の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 地域における発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制において、総合相談や療育の中核となる専門性の高い人材の育成を行うため、市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援を行います。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

(6) 相談支援の質の向上

- ① 障害保健福祉圏域や市町ごとに、(自立支援)協議会の相談支援部会の設置促進や基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立により、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所のネットワークを構築し、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の質の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 地域の(自立支援)協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組むため、地域の(自立支援)協議会の運営を支援します。

〈再掲〉

(健康福祉部 障がい福祉課)

取組方向2 途切れのない支援

障がい児とその家族に、乳幼児期から学齢期、成年期までのライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供するため、保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化に取り組めます。

(1) 地域内の連携を進めるための枠組みの強化

- ① 子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、障がい児等療育相談支援事業において、地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 途切れのない相談支援体制の構築

- ① 「生活のしづらさ」を感じている方等を、必要な相談や支援につなげるため、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域における身近な相談支援機関において、適切な支援につながる体制を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 市町や障害保健福祉圏域単位における障がい児支援の中核となる機能の強化を図るため、地域の(自立支援)協議会等において、児童発達支援、障害児相談支援および保育所等訪問支援などの障害児通所支援を総合的に提供する施設の設置に向け、地域の実情に応じた検討を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置することにより、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」として一体的に整備し、かつ、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ⑤ 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進し、適切な支援が早期に行われることにより、二次的障がいの回避等につなげていきます。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ⑥ 各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、地域の実情に応じた支援ネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等関係機関に働きかけます。

(教育委員会 特別支援教育課)

3 到達目標の設定

項目	現状	到達目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度

第6章 災害時の対応に関する取組

1 解決すべき課題

- ① 全市町において、早期に避難行動要支援者名簿、個別計画の策定が終了するよう、先進事例の紹介や課題解消に向けた助言を行う等、市町を支援していく必要があります。
- ② 県内の障がい者関係の入所施設の耐震化は完了しましたが、通所施設の耐震化やグループホーム等における防火対策を促進する必要があります。
- ③ 福祉避難所の確保、災害派遣精神医療チーム(Disaster Psychiatric Assistance Team:DPAT)の編成など、災害発生後、確実な支援に結びつけるための準備が求められています。

2 取組内容

取組方向 災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

災害時に特別な支援が必要な障がい者の命を救い、救った命をつなぎとめるよう、避難行動要支援者名簿の策定促進や福祉避難所の確保など確実な支援に取り組みます。

(1) 確実な避難のための支援

- ① 災害時要援護者対策を推進するため、各市町の課題解消に向けた助言を行い、県内全市町における「避難行動要支援者名簿」、「個別計画」の策定を促進します。

(防災対策部 防災企画・地域支援課)

- ② Lアラート(公共情報commons)に提供した情報が複数の手段により伝達できるよう、伝達事業者の加入を促進します。

(防災対策部 防災対策総務課)

(2) 確実な支援につなげるための施設の減災対策

- ① 通所や共同生活援助の障害福祉サービスを提供する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 災害発生後の確実な支援

- ① 市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結をより一層促進するため、福祉避難所未指定(協定未締結)の市町を主な対象として、福祉避難所の確保を働きかけます。

(健康福祉部 健康福祉総務課)

- ② 大規模災害等の発生後に、被災地域において、精神科医療および精神保健活動の支援を行うため、精神科病院等の関係機関と連携し、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）を設置するとともに、DPATの活動時における、市町や医療機関等との連携体制について検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ③ DPATが、被災地域において、効果的な活動を行うため、DPAT構成員を対象とした研修を行うとともに、防災訓練等に参加します。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ④ 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援等を行います。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑤ 医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応について、市町や医療機関等と連携し、検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

3 到達目標の設定

項目	現状	到達目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度

第3編 分野別施策

第1章 共生社会を実感できる地域社会づくり

1 障がいに対する理解の促進

基本理念実現に向けためざす姿

障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の理念および、障がい者や障がいに関する理解が進んでいます。

現状と課題

- ① 障がい者施策は、幅広い県民の理解を得ながら進めていく必要があり、障害者週間などにおいて、共生社会の理念および、障がい者や障がいに関する理解について、効果的な啓発を行う必要があります。
- ② 障がいのある子どもの理解を深めるための取組を、促進する必要があります。
- ③ 地域住民や児童・生徒のボランティア活動への参加を促進することにより、県民による障がい者のための取組を拡充する必要があります。

施策の展開

(1) 啓発・広報の推進

- ① 「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、関係機関と連携し、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 「障がい者雇用支援月間」を中心に三重労働局・ハローワーク、三重障害者職業センター等と連携し、事業主をはじめ県民に障がい者雇用の促進に向けた啓発等を行います。
(雇用経済部 雇用対策課)
- ③ 「精神保健福祉普及運動（11月上旬の1週間）」における普及啓発活動として、三重県精神保健福祉協議会と連携した精神保健福祉三重県大会を開催し、精神保健福祉功労の表彰や講演などを通じて精神保健福祉への理解を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 「人権週間（12月4日～10日）」、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」の期間を中心として、人権擁護委員、津地方法務局、市町等と連携した街頭啓発を行います。また、三重県人権センターにおいて、講演会の開催やパネル展示などを通じて啓発活動に取り組みます。

（環境生活部 人権課）

- ⑤ 身体・知的障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者が、人権問題に対する理解と認識を深めるとともに主体的に人権問題に取り組めるよう、研修等の機会を提供します。

（健康福祉部 障がい福祉課）

（2）福祉教育の推進

- ① 小中学校の総合的な学習の時間や特別活動等において、車いすやアイマスクなどを用いたバリアフリー体験や福祉施設訪問等による体験的な学習に引き続き取り組みます。また、道徳の時間等において、さまざまな障がいをテーマとした読み物資料や視聴覚教材等による学習を行い、義務教育9年間における発達段階に応じたより系統的な指導を進めます。

（教育委員会 小中学校教育課）

- ② 特別支援学校等との交流および共同学習を通して、障がいのある子どもや障がい者への理解を深める取組を進めます。

（教育委員会 特別支援教育課）

（3）ボランティア活動の促進

- ① 近年、社会的孤立や経済的困窮などの地域における生活問題が深刻化してきている中で、さまざまなニーズが寄せられ、それに対応できるボランティアが必要になっています。引き続き、ボランティアコーディネーター養成研修や相談実習等を行い、ボランティアの育成に努めます。

（健康福祉部 地域福祉課）

- ② 小中学校においては、ボランティア活動への継続的な取組を進め、充実を図ることにより、豊かな人間性を育みます。また、地域の方々と連携しながら、地域に根ざした取組を進めることで、地域や社会に積極的に貢献しようとする態度の育成を図ります。

（教育委員会 小中学校教育課）

- ③ 県立高等学校においては、教育活動全体をとおして、学校内外における継続的なボランティア活動を進め、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図ります。また、地域に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育みます。

（教育委員会 高校教育課）

【数值目標】

目標項目	現状値	目標値

2 社会参加の環境づくり

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者の社会参加の促進に向け、その障壁が取り除かれることにより、障がい者が施設およびサービスを容易に利用できる環境が整備されています。

現状と課題

- ① 障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、障がいの状態に応じた訓練、研修等の実施が必要です。
- ② ユニバーサルデザインの意識の浸透が十分ではないため、関係機関等と連携し、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めていくとともに、施設を整備する事業者や施設管理者がユニバーサルデザインの意味を理解し、実践できるよう啓発する必要があります。
- ③ 障がい者が、円滑に情報を受発信し、コミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- ④ 選挙において、障がい者が円滑に投票できるよう、障がい者に配慮した候補者情報の提供や投票所の環境づくりが求められています。

施策の展開

(1) 障がいの状態に応じた活動支援

- ① 視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修などを実施します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 聴覚障がい者の日常生活に必要な手話についての指導等、社会生活における情報不足を補うための手話研修や各種学習会などを実施します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ さまざまな障がいに応じた専門的な療養や日常生活支援に関する、研修会や相談会を実施します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成し、希望者に貸与するとともに、飲食店など不特定多数の人が利用する施設での認知を高めるため、啓発活動を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり

- ① ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めるとともに、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

(健康福祉部 地域福祉課)
- ② 地域におけるユニバーサルデザイン啓発活動のリーダー的な役割を担う「UDアドバイザー」がより効果的な活動を継続できるよう支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)
- ③ 誰もが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

(健康福祉部 地域福祉課)
- ④ バリアフリー住宅へのリフォームを支援するため、建築技術者等を対象に講演会を実施し、バリアフリーに対応した住宅改造を行うためのアドバイザーを育成します。

(県土整備部 住宅課)
- ⑤ 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置等）を支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)
- ⑥ 国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行います。

(地域連携部 交通政策課)
- ⑦ 路線バスのバリアフリー化について、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。

(健康福祉部 地域福祉課)
- ⑧ 駅や公共施設の周辺など人通りの多い道路を中心に歩道等のバリアフリー化に努めるとともに、地域の実情に応じた歩道整備を行います。また、道路のパトロール等による道路交通環境の保全に取り組みます。

(県土整備部 道路管理課)

- ⑨ 「社会資本整備重点計画」の内容をふまえつつ、道路管理者と連携して、「バリアフリー法」に基づき市町が策定する「交通バリアフリー基本構想」に即して作成される「交通安全特定事業計画」に基づき、公安委員会として、主な生活関連経路を中心に音響信号機、高齢者等感應信号機の整備を推進します。

(警察本部 交通規制課)

(3) 情報・コミュニケーションの支援

- ① 障がいの状態や特性に応じた教材等、特にICTを活用した教材や支援機器の充実を進めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ② 視覚障がい者に対する情報提供を行うため、点字図書等の製作や貸出および点訳・朗読奉仕員の養成など人材育成に努めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報発信、入手等の情報保障を総合的に確保するため、字幕映像ライブラリーの製作や貸出、手話通訳者等の養成や派遣、情報支援機器の貸出および聴覚障がい者の生活等の相談支援などを行います。また、手話言語条例を制定した地方自治体における、条例制定による効果の検証など、手話言語条例について調査・研究を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 県政情報の提供について、視覚障がい者や聴覚障がい者の状況に応じた情報ツールにより、利用しやすい情報提供サービスを行います。

(戦略企画部 広聴広報課)

- ⑤ 県のホームページについて、引き続き、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの提供に努めます。

(戦略企画部 広聴広報課)

- ⑥ 県が実施するイベントや会議等において、手話通訳等による情報保障を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(4) 選挙等における配慮

- ① 投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化について、引き続き働きかけます。

(選挙管理委員会)

- ② 自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、引き続き周知を図ります。

(選挙管理委員会)

- ③ 県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町選挙管理委員会と協力し、点字版および音訳版（CD版、DAISY版）の提供に引き続き努めます。

(選挙管理委員会)

- ④ 政見放送および経歴放送実施規程において、手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙については、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を引き続き行います。また、手話通訳付きの政見放送が実施できる知事選挙については、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放映ができるよう引き続き努めます。さらに、字幕付きの政見放送や参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充については、関係団体を通じ、総務省等への要望を引き続き実施します。

(選挙管理委員会)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

3 権利の擁護

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者を理由とする差別の解消、障がい者の虐待の防止を図るとともに、障がい者の権利を守るための支援体制が整備されることにより、障がい者の権利擁護が図られています。

現状と課題

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がい者を理由とする差別の解消に係る県民の関心と理解を深めるとともに、相談および紛争の防止のための体制等を整備する必要があります。
- ② 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止を図るとともに、虐待事例への適切な対応を行う必要があります。
- ③ 成年後見制度の利用、福祉サービス契約時の援助および消費者トラブルの防止など、障がい者の権利を擁護するための体制の充実が求められています。

施策の展開

(1) 障がい者を理由とする差別の解消

- ① 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、障がい者を理由とする差別の解消についての県民の関心と理解を深めるとともに、差別の解消を妨げている要因の解消を図るため、啓発活動を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 県の行政サービス等の提供にあたり、障がい者を理由とする差別の解消に関して、職員が適切に対応することができるよう、対応要領を策定し、障がいの状態に応じた必要かつ合理的な配慮を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 障がい者を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障がい者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決に資するために必要な体制を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する国および地方自治体の関係機関等で構成される障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築するとともに、地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図ります。また、協議会の組織については、障がい者等の参加について配慮します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

※障がい者差別の解消についての理解を深めるための啓発に関する取組については、「共生社会を実感できる地域社会づくり」-「1 障がいに対する理解の促進」-「(1) 啓発・広報の推進」にも掲載しています。また、社会的障壁の除去に関する取組については、「共生社会を実感できる地域社会づくり」-「2 社会参加の環境づくり」-「(2) ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり」にも掲載しています。

(2) 虐待防止に対する取組の強化

- ① 障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止のため、事業所を対象とした研修を実施します。また、障害保健福祉圏域や事業所等における、きめ細かな研修の実施を促進することにより、事業所における組織的な体制の整備や職員の資質の向上を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 市町が実施する虐待の事実確認や訪問調査において、障がい者の特性に応じた調査等が行えるよう、市町に支援や助言を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に必要な居室について、障害保健福祉圏域や市町単位で確保できるよう、市町を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 障害福祉サービス事業所の職員による虐待事案において、当該事業所に対して虐待防止改善計画の作成を求めるとともに、運営状況を継続的に確認します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 有識者で構成される専門家チームにおいて、虐待事案に対する助言を行うとともに、事例の分析等を行います。また、その分析結果を、市町や関係機関と共有することにより、専門性の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 虐待通報等の事案における調査手法や判断基準を検証し、市町における虐待判断の標準化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑦ 支援の手法が確立していないことに起因する虐待を防止するため、有識者等で構成される専門家チームと連携し、障害福祉サービス事業者に対する助言や支援を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 権利擁護のための体制の充実

- ① 三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費を助成し、判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者などに対する福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を支援します。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ② 成年後見制度が必要であるにもかかわらず身寄りがない場合、親族の事情により申立されていない場合および、後見人候補者の選任が困難である場合など、福祉的側面での支援が必要であるケースも多いことから、今後も市町職員をはじめ関係機関職員に対する研修会を実施するなど、成年後見制度に関する広報・啓発を行います。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ③ 「消費者安全法」の改正に伴い、判断能力が十分ではない障がい者等の消費者トラブル防止のために、市町と連携して地域における見守り体制を推進します。

(環境生活部 交通安全・消費生活課)

- ④ 消費者被害防止のため、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員、消費者団体、地域包括支援センター等を対象に「消費者啓発地域リーダー」を養成し、「消費者啓発地域リーダー」の地域での自主的な講座、啓発活動の支援を行います。

(環境生活部 交通安全・消費生活課)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり

1 特別支援教育の充実

基本理念実現に向けためざす姿

障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、最も的確に応える学びの場において教育を行い、指導を一層充実することなどにより、インクルーシブ教育システムを構築し、障がいのある子どもたちが、自立と社会参加に必要な力を身につけています。

現状と課題

- ① 支援の必要な幼児児童生徒数の増加や、障がいが多様化していること等により、指導・支援の充実が必要とされており、教員の専門性の向上が求められています。
- ② 小中学校の通常の学級や高等学校における、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用および、早期からの一貫した支援を行うため、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備が求められています。
- ③ 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴い、施設の狭隘化等への対応が課題となっています。

施策の展開

(1) 指導内容・相談支援体制の充実

- ① 各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能の充実や、地域の実情に応じた支援ネットワークの構築に向けて、市町等教育委員会および保健、医療、福祉、労働等関係機関に働きかけます。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ② 保護者がパーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用することで、幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校、特別支援学校に加え、関係機関との間で必要な情報が確実に引き継がれるよう、体制の整備に向けて、市町等教育委員会と連携を進めます。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ③ 障がいのある子どもが障がいのない子どもと、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮するとともに、障がいのある子どもが、その年齢および能力に応じ、かつ、特性をふまえた十分な教育が受けられるよう、適切な就学を図ります。

(教育委員会 特別支援教育課)

- ④ 幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、自立と社会参加に向けた指導を行うため、個別の指導計画を作成し、授業や指導の評価を的確に行うことで、指導の充実を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)

- ⑤ 地域の中での自立と社会参加に向けて、各発達段階に応じて育てたい能力や態度を考慮した教育内容や教育課程を編成し、幼稚園、小学部から高等部まで計画的・組織的にキャリア教育を進めるとともに、幼児児童生徒の可能性を最大限に引き出し、可能な限り、進路希望を実現できるように教育内容を充実します。
(教育委員会 特別支援教育課)

(2) 専門性の向上

- ① 特別支援学校のセンター的機能により小中学校や高等学校の教員等が、自校で特別支援教育を推進する教育力の向上が進められるよう支援します。
(教育委員会 特別支援教育課)

- ② 特別支援学校のセンター的機能により研修会を開催し、地域の特別支援教育の啓発と充実に努めます。
(教育委員会 特別支援教育課)

- ③ 発達障がいのある児童生徒等への指導・支援について、特別支援学校がこれまで蓄積してきた個別の指導・支援にかかるノウハウを有効に活用することで、小中学校、高等学校等への支援の充実を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)

- ④ 「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方、および医療機関との連携や県内の特別支援学校間で連携した広域な支援体制について検討を進めます。
(教育委員会 特別支援教育課)

- ⑤ 医療的ケアを必要とする児童生徒が、安定した状態で教育活動に参加できるように、保護者、常勤講師（看護師免許所有）、教員と医師等関係者が連携・協力し、医療的ケアを安全に実施できるサポート体制の充実を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)

- ⑥ 小中学校や高等学校の教員を対象に、発達障がいの指導・支援に係る研修会を実施するとともに、国や関係機関、関係団体の開催する研修会や講習会への参加について周知を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)

(3) 特別支援教育充実のための教育環境整備

- ① 「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」に示された整備を引き続き進めるとともに、児童生徒数の推移や学校の施設・設備等の状況を考慮し、整備のあり方を検討します。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ② 児童生徒が安全に安心して通学でき、身体的にも安定した状態で学習活動に参加することができるよう、スクールバスを運行します。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ③ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。
(教育委員会 学校施設課)
- ④ 障がいのある児童生徒が安心して就学できる環境づくりを進めるため、就学に必要な経費について補助することにより、特別支援学校および特別支援学級に就学する障がいのある幼児児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ります。
(教育委員会 特別支援教育課)
- ⑤ 私立幼稚園における特別支援教育に要する経費を補助することで、障がいのある子どもの教育を充実します。
(子ども・家庭局 子育て支援課)
- ⑥ 私立特別支援学校における特別支援教育に要する経費に対して助成を行うことにより、障がいのある子どもの教育の充実を図ります。
(環境生活部 私学課)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

2 就労の促進

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生計を立てることができるよう、障がい者に対して開放され、利用しやすい就労の場が確保されています。

現状と課題

- ① 民間企業における法定雇用率（2.0％）の早期達成を図るとともに、障がい者の円滑な就労への移行を促進するため、ニーズに応じた訓練や適性に応じた職種のマッチングなど適切な支援が必要です。
- ② 福祉的就労における工賃は、依然として低い状況にあることから、受注拡大や受注体制の強化を図るとともに、就労移行支援事業所の確保および、就労系障害福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図る必要があります。
- ③ 障がい者の適性に応じた就労を促進するため、職場や職域を拡大するなど、多様な就労先の確保が必要です。

施策の展開

(1) 障がい者雇用の促進

- ① 「障がい者の就労に向けたステップアップ」の支援に加えて「障がい者を支える地域全体もステップアップ」ができるよう支援し、働く意欲のある障がい者が当たり前で働ける環境の整備に取り組みます。
(雇用経済部 雇用対策課)
- ② 民間企業における法定雇用率(2.0%)の達成をめざし、「障害者雇用率改善プラン」を策定し、毎年障がい者雇用に係る課題を分析し、関係機関との連携強化を図りながら障がい者雇用の促進および就労環境の整備に取り組みます。
(雇用経済部 雇用対策課)
- ③ 障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業への障がい者雇用の啓発や障がい者雇用に係る支援制度等の普及と求人開拓などを行い、障がい者の雇用の場の拡大に努めます。
(雇用経済部 雇用対策課)
- ④ 障がい者が地域において就職に向けた実践的な技能を身につけることができるよう、地域の事業所等で委託訓練の受託先を開拓するとともに、訓練手当の支給など受講しやすい環境を整備します。
(雇用経済部 雇用対策課)

- ⑤ 三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。

(雇用経済部 雇用対策課)

- ⑥ 身体障がい者の就労に必要とされるパソコン技能等を習得する職業訓練を県公共職業訓練施設で引き続き実施します。

(雇用経済部 雇用対策課)

- ⑦ 就労系障害福祉サービス事業所の職員による就職後の相談支援や職場との調整により、障害福祉サービス事業所から一般就労に移行した障がい者の就労定着を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑧ 職場に必要な基本的な知識技能を身につけるため、知的障がい者を対象に、就労支援講座を開催します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(2) 福祉的就労への支援

- ① 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係事業所間のネットワークを強化し、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 障がい者のエンパワメントと経済的自立が図られるよう、就労系障害福祉サービス事業所における一般就労や工賃向上に向けた機運の醸成に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所の設置促進に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 障害保健福祉圏域のサービスの需給状況を勘案し、引き続き、障がい者の就労機会と収入の増加に努めるとともに、就労継続支援A型事業所の適切な運営を指導します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 工賃向上支援コンサルタントと共同受注窓口の連携を一層強化し、就労系障害福祉サービス事業所における就労機会の確保と工賃向上に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 多様な就労機会の確保

- ① 障がいのある人とない人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労ではない新しい働き方である「社会的事業所」の設置を支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 農業分野における障がい者就労の促進に向けて、農業経営体に対しては、特別支援学校の職場実習や農業参入した福祉事業所への技術指導等を通じて一層の意識啓発を進め、また、農業参入し地域農業の担い手として位置付けられた福祉事業所に対しては、経営の安定化を図るために、施設整備、6次産業化、栽培品目の複合化等を推進します。

(農林水産部 担い手育成課)

- ③ 行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 学校等における障がい者の就労の促進に向け、教員採用選考試験等における障がい者を対象とした特別選考の実施に引き続き取り組みます。さらに、障がい者雇用率を安定的に維持できるよう、県立学校および県教育委員会事務局において、障がい者が担える業務を再構築し、多様な働き方によるモデル的な雇用を継続します。

(教育委員会 教職員課)

- ⑤ 「障害者優先調達推進法」の規定をふまえ、県における優先調達の拡大や発注内容の多様化に取り組むとともに、市町に対し、優先調達の拡大を働きかけます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 県が行う物品等の調達を活用し、障がい者雇用に努める中小企業等を支援し、障がい者の就労の促進および雇用の場の確保に取り組みます。

(雇用経済部 雇用対策課)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が、障がいに応じたスポーツの活動に参加する機会および、自己の芸術的な能力の活用を図る機会が拡充されるとともに、文化的なサービスが提供される場所および観光地を利用する機会が確保されています。

現状と課題

- ① 平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、準備委員会の設置や基本方針の策定など着実に準備を進めるとともに、障がい者スポーツ団体の競技力の強化、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりおよび、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図ることが必要です。
- ② 障がい者が、自己の芸術的な能力を活用する機会が拡充されるとともに、文化的なサービスが提供される場所を利用する機会を確保する必要があります。
- ③ 県内におけるバリアフリー観光の機運醸成と案内機能の強化を図り、障がい者が観光資源を利用しやすい環境を整備する必要があります。

施策の展開

(1) 障がい者スポーツの環境整備

- ① 全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、市町、三重県障害者スポーツ協会および三重県障害者スポーツ指導者協議会などの関係機関と連携し、準備委員会の設置、競技別の会場の選定および基本方針の策定を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 障がい者スポーツ指導員、競技専門の指導者や審判員、障がい区分判定員および意思疎通支援者など、全国障害者スポーツ大会を支える関係者を計画的に養成します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 全国障害者スポーツ大会三重大会のプレ大会として、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選大会を兼ねた北信越東海ブロック大会の県内開催を誘致し、選手への配慮や団体競技の運営などの経験の蓄積を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ パラリンピックなどの世界大会や国内大会で活躍できる障がい者スポーツ選手を育成するため、障がいの個々の状況に応じたプログラムを競技指導者、理学療法士、義肢装具士および障がい者スポーツ医と共同で作成し、選手強化を進めます。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 競技別の国内スポーツ大会や他県との交流試合等への参加を促進することにより、障がい者スポーツ競技団体の活動を支援するとともに、初心者講習会の開催などにより、新たな選手を発掘します。また、陸上スターティングブロックや専用卓球台など、選手の練習環境を整備します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 国際大会や国内大会で活躍する選手の練習を間近に見て、感じることで、参加意欲や競技力の向上につなげるため、東京オリンピック・パラリンピック競技種目選手のキャンプ地誘致に取り組みます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑦ 世界大会や全国大会で活躍する選手や指導者に対し、表彰を行い、その功績を讃えるとともに、障がい者スポーツの振興を目的とした普及・啓発を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑧ 三重県障がい者スポーツ大会の開催および、地域のスポーツクラブとの連携などによる、レクリエーションやスポーツ教室等の実施により、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、障がい者スポーツ指導員や競技別指導者の派遣を支援することにより、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境整備を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑨ 障がい者がスポーツに参加、観戦できる機会を拡充するため、県営スポーツ施設におけるバリアフリー環境の整備に取り組みます。

(スポーツ推進局 国体準備課)

- ⑩ 県営スポーツ施設における利用料の減免等により、障がい者のスポーツ活動への参加を支援します。

(スポーツ推進局 国体準備課)

(2) 文化活動への参加機会の充実

- ① 県内で芸術文化活動を行う障がい者が、作品やパフォーマンスを発表する障がい者芸術文化祭を開催し、障がい者の社会参加を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 県が実施するイベントにおいて、「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用した会場設営や運営を行い、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。また、イベントマニュアルの考え方・手法を市町や企業等に周知して、取組の拡大を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ③ 総合文化センター、総合博物館、図書館、美術館等の県立文化施設においては、障がい者が地域における文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館においては、障がいにより来館が困難な人のためのインターネットを活用した図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。

(環境生活部 文化振興課)

(3) バリアフリー観光の推進

- ① バリアフリー観光を推進するセミナー等の開催により、県内でのバリアフリー観光の機運醸成を図るとともに、関係機関（観光、福祉、医療、交通等）とのネットワークの構築を図ります。

(観光・国際局 観光政策課)

- ② 障がい者等にも具体的な旅のプランがイメージできるようにバリアフリー観光情報を発信し、旅行の機会を創出します。

(観光・国際局 観光政策課)

- ③ 研修会や勉強会の開催により、観光案内所等一次相談窓口での総合案内（コンシェルジュ）機能を強化します。

(観光・国際局 観光政策課)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

第3章 安心を実感できる地域社会づくり

1 地域生活の支援

基本理念実現に向けためざす姿

障害福祉サービス等により、地域社会における生活が支えられ、障がい者の居住地の選択および、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

現状と課題

- ① 障がい者の地域生活に向けた意欲を喚起するとともに、入所施設や精神科病院以外の外部支援者等との関わりを確保するなど地域生活への移行に向けた支援が必要です。
- ② 障がい者が地域で生活できる支援体制整備が求められており、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保などによる地域生活の支援が必要です。
- ③ さまざまな障がいの状態に応じたサービスを提供するため、障害福祉サービスを担う専門的な人材の養成・確保が課題となっています。
- ④ 障がい者の自立と社会参加の促進のため、障がい者の個々のニーズにあった福祉用具の活用を推進することが必要です。
- ⑤ 障がい者の生活の安定を図り、社会的自立を促進するため、手当の支給や医療費負担の軽減などの経済的な支援が必要です。

施策の展開

(1) 地域生活への移行

- ① 障がい者本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、福祉施設入所者のエンパワメントを促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ② 施設や在宅等で生活する重度障がい者等に対して、普段の生活の場を一時的に離れ、試行的に独力で自活する機会と場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進と不安の軽減を図り、地域生活への移行を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 入所中の障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者と、ピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑤ 長期入院精神障がい者に対して、病院スタッフと連携し、サービス等利用計画を作成するとともに、「地域移行支援」の利用を促進します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑥ サービス等利用計画の作成やモニタリングにおいて、障がい当事者中心の視点に立ち、自己決定・自己選択の観点から、計画相談を行うことにより、真に必要な障害福祉サービスの提供を行うため、サービス等利用計画の質の向上に取り組みます。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑦ 障害保健福祉圏域ごとに、(自立支援)協議会精神部会や精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、障害保健福祉圏域における長期入院精神障がい者の地域生活への移行の状況を把握するとともに、課題や解決策を検討します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑧ 入所者の地域生活への移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員に対して、研修等の実施により人材育成を図ります。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑨ 福祉施設入所者や精神科病院入院者等に対する意向調査の結果を集計・分析し、現状と地域生活への移行に向けた課題を整理し、市町や関係事業所等の取組に活用します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑩ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置することにより、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。
- (健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑪ 三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、自立訓練(機能訓練)、短期入所などの障害福祉サービスを提供するとともに、地域におけるリハビリテーションの支援を実施することにより、障がい者の地域生活への移行や地域生活の支援を行います。
- (健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑫ 受入先がないまま刑務所等を出所する障がい者等について、三重県地域生活定着支援センターにおいて必要な福祉サービス等につなげる支援を行います。

(健康福祉部 地域福祉課)

(2) 地域生活の支援

- ① 障がい者の地域における生活の場を確保するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービスの基盤整備を進め、地域生活支援機能の強化を図ります。また、障害福祉サービスに限らず、特別養護老人ホームなどの介護保険施設や訪問看護等、地域資源の活用について、検討を進めます。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」の利用促進を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障がい者の地域生活への移行に関する地域の理解を高めるため、医療、福祉、行政等の関係者やピアサポーターによる啓発活動を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 強度行動障がいのある人に必要な地域資源を検討するため、対象者数等の現状を把握します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑤ 強度行動障がいや発達障がいのある人の地域支援体制を整備するため、法人に対し利用対象者数や制度等の周知を行い、障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 支援者の資質の向上のため、サービス管理責任者および相談支援専門員を対象に、強度行動障害支援者養成研修を実施します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑦ 支援のためのネットワークづくりやモデル事業の実施などにより、自閉症・発達障がい支援センターの地域支援機能の強化を図り、個々の障がい者に応じた重層的な支援体制の構築を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑧ 行動障がいに対する行動観察事業を実施し、事業で得られた支援手法の蓄積と活用により、個々の障がい者に応じた地域生活を支援します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑨ 医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる事業所が必要とする支援等に関する調査および、遷延性意識障がいや重症心身障がいに関する調査の結果をふまえ、医療的ケアを必要とする障がい児・者の対象者数等の現状を把握するとともに、(自立支援)協議会などにおいて、安心して地域生活を送れるような支援体制について検討を進めます。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑩ 地域において、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスにおける受入や、日中一時支援や移動支援等の地域生活支援事業の柔軟な運用を促進します。また、訪問看護、介護保険事業所および医療機関など医療的ケアを実施できる地域資源の活用を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑪ 医療的ケアを実施できる人材を育成するため、たん吸引研修を実施するとともに、医療、介護等の分野との連携を図ることができるよう、相談支援員のスキルアップを図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑫ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、障がい福祉、医療、介護、保育、教育等地域における支援機関の連携強化を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑬ 地域で暮らす障がい者が、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスおよび短期入所など障害福祉サービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑭ 児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所など障がい児のためのサービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑮ 介護者の一時的な休息および学齢期の放課後や夏休み等における支援策として重要な日中一時支援事業など、市町が実施する地域生活支援事業について、適切なサービス提供が行えるよう市町を支援します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑯ 緊急に施設入所による支援が必要となった障がい者を、一定期間受け入れるセーフティネット機能を確保します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑰ 行動観察事業において、地域生活において何らかの不応や処遇困難性を抱えた在宅の知的障がい者を、一時的な入所により、本人の特性や問題背景を明らかにし、関係者との調整を行うことで、再度地域での生活が可能となるよう支援します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑱ 福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑲ 適切な福祉サービスを提供するため、引き続き、日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」や、福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」など、「運営適正化委員会」の活動を支援することを通じて、利用者本位の福祉サービスの確保を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ⑳ 障がい児を受け入れる放課後児童クラブにおいて、障がい児を保育するための指導員を配置する市町の事業を支援することにより、昼間保護者が家にいない障がいのある児童の、放課後における遊びや生活の場を確保します。

(子ども・家庭局 子育て支援課)

(3) 福祉人材の育成・確保

- ① 県立高等学校の福祉科および福祉に関するコース等において、地域の社会福祉を担う人材を育成します。

(教育委員会 高校教育課)

- ② 福祉人材センターにおいて無料職業紹介や福祉職場相談会等の事業を実施し、福祉人材の確保に努めます。

(健康福祉部 地域福祉課)

- ③ 社会福祉施設職員の研修を支援することにより、福祉人材の資質向上を図ります。

(健康福祉部 地域福祉課)

(4) 福祉用具の活用の推進

- ① みえテクノエイドセンター等で収集した介護・福祉現場のニーズを基にして、福祉用具や介護ロボット等の製品開発、福祉施設等での製品モニタリング、販路開拓等の総合的な支援を産学官が連携して行います。

(健康福祉部 ライフイノベーション課)

- ② 市町が実施する補装具の交付や修理に対して、専門的な支援を行い、身体障がい者の社会参加や自立を促進します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 自宅で生活する重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、市町が実施する日常生活用具の給付に対する助言を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(5) 経済的な支援

- ① 日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅重度障がい者に特別障害者手当、20歳未満の重度障がい児に障害児福祉手当を支給します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 精神または身体に中度以上の障がいがあり、日常生活において介助を必要とする20歳未満の児童を家庭等で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。支給に際しては、引き続き、適正かつ迅速な認定を行います。

(子ども・家庭局 子育て支援課)

- ③ 心身の障がい除去・軽減するための医療に関する公費負担医療制度である自立支援医療制度(精神通院医療・更生医療・育成医療)を適切に運用し、医療費の自己負担の軽減を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課、子ども・家庭局 子育て支援課)

- ④ 障がい者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を実施する市町に対する補助を行います。また、精神障がい者の助成対象拡大等について、引き続き、福祉医療費助成制度改革検討会等において検討します。

(健康福祉部 医務国保課)

- ⑤ 障がい者の保護者が死亡または重度の障がい者となった場合に、障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運用し、障がい者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑥ 障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税、自動車取得税の減免を行います。

(総務部 税収確保課)

- ⑦ 障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図るため、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な支援を行います。

(健康福祉部 地域福祉課)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

2 相談支援体制の整備

基本理念実現に向けためざす姿

障害福祉サービスをはじめとするサービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制を整備することにより、障がい者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいます。

現状と課題

- ① 障がい者のニーズにきめ細かく対応するため、市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制を整備する必要があります。
- ② 障がい者の自己決定に基づく支援および、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係者間のスムーズな連携による支援を提供するため、相談支援の質の向上を図る必要があります。
- ③ 質の高い相談支援と相談支援に基づくサービスの提供のため、人材育成の強化を図る必要があります。

施策の展開

(1) 相談支援体制の充実

- ① 市町、障害保健福祉圏域、県における重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、市町、または障害保健福祉圏域における相談支援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ② 療育相談事業において、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育相談機能の充実等を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ③ 障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の適性に応じた就労支援を行うため、就労に向けたアセスメントの充実を図るとともに、就労先の開拓および就労定着に向けた支援等を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ④ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障がい支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

(健康福祉部 障がい福祉課)

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業により、自宅で生活する重症心身障がい児・者とその家族に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行います。また、相談内容に応じて、短期入所等の利用調整を行うなど、市町等の関係機関と連携し、地域生活を支援します。
（健康福祉部 障がい福祉課）

⑥ 高次脳機能障がい者生活支援事業により、高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。
（健康福祉部 障がい福祉課）

⑦ 三重県障害者相談支援センターにおいて、地域の（自立支援）協議会の活性化や圏域アドバイザーの活用などによる相談支援体制構築のための広域調整、長期的な視野に立った研修等、相談支援に関する総合的な支援等を行います。
（健康福祉部 障がい福祉課）

⑧ 三重県こころの健康センターにおいて、保健所、市町、関係機関等に対する技術指導、技術支援、情報提供を行うとともに、保健所等では対応が困難な相談への対応や専門性の高い相談支援を実施します。
（健康福祉部 障がい福祉課）

⑨ 障がいのある児童の相談支援のため、県内5か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司などを配置し対応にあたります。
（子ども・家庭局 子育て支援課）

⑩ 民生委員・児童委員の活動を促進するため、担い手の確保に努め、地域の実情をふまえた適正な配置を行います。また、民生委員・児童委員の活動に必要な基礎的知識や、複雑多様化する福祉ニーズに対応できる資質向上のための研修を行います。
（健康福祉部 地域福祉課）

（2）相談支援の質の向上

① 障害保健福祉圏域や市町ごとに、（自立支援）協議会の相談支援部会の設置促進や基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立により、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所のネットワークを構築し、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の質の向上を図ります。
（健康福祉部 障がい福祉課）

- ② 地域の（自立支援）協議会において、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立や障害福祉サービスの運営における課題対応等に取り組むため、地域の（自立支援）協議会の運営を支援します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ③ 地域（自立支援）協議会などから具体的課題を抽出し、その課題について、県障害者自立支援協議会において対応の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供できるよう、障がい児等療育相談支援事業において、地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑤ 「生活のしづらさ」を感じている方等を、必要な相談や支援につなげるため、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域における身近な相談支援機関において、適切な支援につながる体制を整備します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑥ 市町や障害保健福祉圏域単位における障がい児支援の中核となる機能の強化を図るため、地域の（自立支援）協議会等において、児童発達支援、障害児相談支援および保育所等訪問支援などの障害児通所支援を総合的に提供する施設の設置に向け、地域の実情に応じた検討を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 相談支援従事者等の人材育成

- ① 支援者の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。
(健康福祉部 障がい福祉課)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

3 保健・医療体制等の充実

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が身近な地域において、年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供されるとともに、早期の段階から適切な療育が行われています。

現状と課題

- ① 疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの予防や軽減につなげる必要があります。
- ② 障がい者が身近な地域において、必要な医療および、障がいの程度やライフステージに応じたリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。
- ③ 子どもの成長とともに一貫した療育の提供が身近な地域において行われるよう、支援体制の整備が必要です。特に、発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

施策の展開

(1) 障がいの早期発見と対応

- ① 障がいの予防や早期発見のため、先天性代謝異常等検査を実施し、早期治療につなげます。
(子ども・家庭局 子育て支援課)
- ② 各市町において乳幼児健診の事後フォローとして実施している発達相談や専門的な相談について、専門医や臨床心理士、言語聴覚士等の人材確保が困難な市町に対し、専門的な支援を行います。
(子ども・家庭局 子育て支援課)
- ③ 市町を中心に行われている母子保健サービスの中で、「医療依存度の高いケース」や「メンタル疾患を抱える母親の支援」など県の技術的支援が必要なケースについては、同行訪問やケース検討会への参加等、市町や関係機関と連携して取り組みます。
(子ども・家庭局 子育て支援課)

(2) 医療・リハビリテーションの充実

- ① 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保を図るため、地域の医療需要の将来推計や各医療機関から報告された情報等をもとに、地域における医療提供体制のめざす姿として地域医療構想（ビジョン）を策定します。この中で、急性期、回復期、維持期を担う医療機関等の連携体制を構築します。
(医療対策局 医務国保課)

- ② 急性期、回復期を経て在宅復帰へ至るまで、リハビリテーションが一貫して提供されるよう、医療、福祉、介護関係者の連携体制の構築を図ります。
(医療対策局 健康づくり課)
- ③ 地域医療支援センター後期臨床研修プログラムの活用等による医師の養成、確保および県内定着の推進を図ります。
(医療対策局 地域医療推進課)
- ④ 精神障がい者で、自傷他害のおそれがあると判断される場合は、精神保健指定医による措置診察を行い、必要な医療および保護を行います。また、治療に結びつけるための受診勧奨や家族支援および、退院に向けた支援等の地域保健福祉活動を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑤ 休日または夜間等に緊急な精神科治療を必要とする場合に対応するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談を実施します。また、地域で精神科救急事例が発生した場合には、保健所、医療機関、関係機関の連携により、適切な医療および保護につなげるための支援を行います。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑥ 障害保健福祉圏域を単位として、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う、アウトリーチのためのチームの設置を働きかけるとともに、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、アウトリーチチームによる訪問支援の体制整備を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑦ 「難病法」の成立・施行に伴い、新たな医療費助成制度の対象となる疾病患者も含めた医療の提供および患者の医療費負担の軽減を図ります。また、受入病院の確保や、総合的な相談、支援を行うため、拠点病院や三重県難病相談支援センター、保健・福祉・労働サービス提供機関等、関係機関の連携体制を構築し、難病患者の地域における安定した療養生活環境整備を図ります。
(健康福祉部 健康づくり課)
- ⑧ 障がい者が、居住する地域で安心して歯科受診できるよう、関係機関と連携して障がい者歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を活用した体制整備を図ります。
(健康福祉部 健康づくり課)

- ⑨ 障がい者福祉施設や特別支援学校において、障がい児・者の歯科健診と、障がい児・者、施設職員、保護者に対する歯科保健指導を行うとともに、障がい児・者の定期的な歯科受診につながるよう働きかけます。

(健康福祉部 健康づくり課)

- ⑩ アルコール依存症患者の早期発見や早期治療、多量飲酒者への支援等につなげるため、関係機関が連携し、アルコール依存症やアルコール関連問題に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、医師、保健師等を対象とした研修を行います。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑪ アルコール依存症患者等への危機介入や治療のため、障害保健福祉圏域を単位として、保健所、医療機関、警察、消防等関係機関の連携体制を構築します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

- ⑫ 国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定に関する動向をふまえ、「県アルコール健康障害対策推進計画」を策定します。

(健康福祉部 障がい福祉課)

(3) 発達支援・療育の充実

- ① 小児心療センターあすなる学園において、自閉症児、情緒障がい児、広汎性発達障がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象として、入院外来診療を行うとともに、障がいの理解を深める等の不安解消に向けた取組や総合相談窓口での相談対応等、家族支援にも取り組みます。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ② 草の実リハビリテーションセンターにおいて、肢体不自由児を対象として、機能回復訓練、日常生活訓練等を行うとともに、小児整形外科、小児リハビリの専門病院として治療、訓練、装具療法等を行います。また、家族のレスパイトなどを目的とする短期入所事業や重症心身障害児(者)通園事業を実施します。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ③ 県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなる学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」として一体的に整備し、かつ、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ④ 市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ⑤ 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM (Check List in Mie : 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進し、適切な支援が早期に行われることにより、二次的障がいの回避等につなげていきます。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

- ⑥ 児童相談センターにおいて、聴覚障がいのある子どもを対象としてきこえの相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした支援を行います。

(子ども・家庭局 発達支援体制推進PT)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値

4 防災・防犯対策の推進

基本理念実現に向けためざす姿

障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。

現状と課題

- ① 災害時に支援が必要となる障がい者に対し、正確で迅速な情報提供、避難行動要支援者名簿や個別計画の策定、障がい者が利用する施設の耐震化等の支援が確実なものとなるよう、きめ細かい対策が必要となっています。
- ② 障がいのある人は、通報や相談にも困難を伴うことから、障がい者向けに設置された通報手段等について、一層周知していく必要があります。また、障がい者が防犯に関する情報などを容易に入手できるよう情報提供を行う必要があります。

施策の展開

(1) 防災対策の推進

- ① 災害時要援護者対策を推進するため、各市町の課題解消に向けた助言を行い、県内全市町における「避難行動要支援者名簿」、「個別計画」の策定を促進します。
(防災対策部 防災企画・地域支援課)
- ② Lアラート（公共情報コモンズ）に提供した情報が複数の手段により伝達できるよう、伝達事業者の加入を促進します。
(防災対策部 防災対策総務課)
- ③ 通所や共同生活援助の障害福祉サービスを提供する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進します。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ④ 事故・災害、急病・負傷等に迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉施設に対して安全対策マニュアル等の具体的な計画の策定を働きかけ、施設のリスクマネジメントの向上を図ります。
(健康福祉部 障がい福祉課)
- ⑤ 市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結をより一層促進するため、福祉避難所未指定（協定未締結）の市町を主な対象として、福祉避難所の確保を働きかけます。
(健康福祉部 健康福祉総務課)

- ⑥ 大規模災害等の発生後に、被災地域において、精神科医療および精神保健活動の支援を行うため、精神科病院等の関係機関と連携し、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）を設置するとともに、DPATの活動時における、市町や医療機関等との連携体制について検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑦ DPATが、被災地域において、効果的な活動を行うため、DPAT構成員を対象とした研修を行うとともに、防災訓練等に参加します。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑧ 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援等を行います。

（健康福祉部 障がい福祉課）

- ⑨ 住宅火災発生時における初期消火や避難などの適切な対応が困難な障がい者を被害から守るため、消防本部等と連携をしながら、火災予防の啓発に努めます。

（防災対策部 消防・保安課）

- ⑩ 医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応について、市町や医療機関等と連携し、検討を進めます。

（健康福祉部 障がい福祉課）

（2） 防犯対策の推進

- ① 110番センターに設置されている聴覚・言語に障がいのある人等のための「ファックス110番」、「ウェブ110番」について、テレビやラジオなどあらゆる広報媒体を活用し、継続した広報活動による利用促進を図ります。

（警察本部 通信指令課）

- ② 聴覚・言語に障がいのある人等が警察へ相談する場合の通信手段（メール、ファックス等）について、県警ホームページや街頭広報活動などによる一層の周知に努めます。

（警察本部 広聴広報課）

- ③ 県警ホームページについて、ウェブアクセシビリティに配慮したコンテンツの充実に努めます。

（警察本部 広聴広報課）

【数值目標】

目標項目	現状値	目標値

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み（障害福祉計画）

※国の「基本指針」に基づき、県内市町と検討中

第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定

第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量の確保のための方策

第3章 障がい児支援のための体制整備

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

第5章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通しおよび必要なサービスの確保に向けた方策

第5編 計画の推進

第1章 計画の推進体制

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を実現するため、さまざまな主体との「協創」により計画を推進します。

1 県における推進体制

本計画に基づく障がい者支援施策を着実に推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、労働、教育などそれぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 県民力による「協創」

本計画を推進するため、県、市町、団体、県民等が、それぞれの役割を果たし、協創により、共生社会を実現する必要があります。

(1) 県の役割

県は、市町で行うことが困難な広域的・専門的な事業の実施や、市町への助言・指導などを行います。また、積極的に情報提供を行うなど、共生社会に向けた意識啓発を行います。さらに、県域を超える広域的な課題について、国や地方自治体との緊密な連携を図ります。

(2) 市町の役割

市町は、県民に最も身近な立場から、ニーズを的確に把握し、地域生活を支える基礎的でニーズにあったきめ細かいサービスを提供することが求められています。そのため、福祉、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野の連携による障がい者施策の計画づくりやその推進などが求められています。

(3) 団体の役割

社会福祉法人等の福祉や医療に関する各種団体のほか、企業等が積極的に参加し、地域を支えることが期待されています。また、さまざまなサービス提供を実施する団体については、多様で質の高いサービス提供が求められています。さらに、当事者団体等については、利用者のニーズにあったサービス提供のための連携が求められています。

(4) 県民の役割

共生社会の実現の主役は、そこに住み地域をよく知っている県民一人ひとりです。福祉サービスの利用者であり担い手でもある県民一人ひとりの声やニーズ、行動がその地域の共生社会を実現します。県民一人ひとりが自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に共生社会づくりに参画することが求められています。

第2章 計画の進行管理（PDCA サイクル）

本計画を着実に実施していくため、各施策の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

1 計画（Plan）

本計画により、県の障がい者施策の基本的方向を定めます。

策定にあたっては、「障害者基本法」に基づく三重県障害者施策推進協議会や、「障害者総合支援法」に基づく三重県障害者自立支援協議会で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

2 実行（Do）

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。

施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、労働、教育などそれぞれの分野が協議・連携し、総合的に推進します。

3 評価（Check）

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。

とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会において、報告し、施策の達成状況について、調査等を行います。

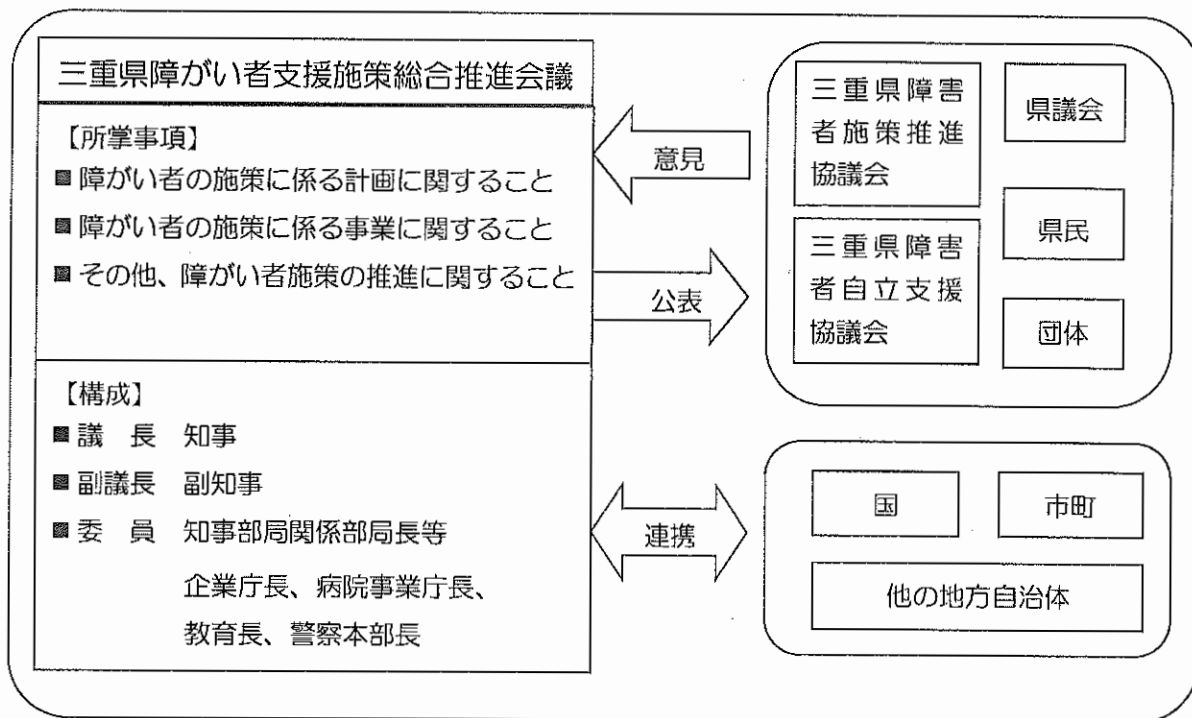
障害保健福祉圏域の取組については、地域の（自立支援）協議会において、実施状況を把握し、分析・評価を行います。また、地域の取組では、解決できない課題について、三重県障害者自立支援協議会に報告し、協議を行います。

これらの協議会において、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

4 改善（Act）

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。

障害保健福祉圏域の取組については、地域の（自立支援）協議会の運営を支援することにより、改善を図ります。



計画の推進体制と進行管理

第3章 計画の見直し

本計画は平成 29 年度を目標年度として策定するものですが、計画の進捗状況や法制度の改正等さまざまな状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜、必要な見直しを行います。